

平成27年第2回教育委員会定例会  
(1月30日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年1月30日(金) 午前10時05分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	高 森 大 乗
委員長職務代理者	垣 内 恵美子
委 員	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	前 田 幹 生
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	上 野 守 代
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	川 島 俊 二

○日 程

日程第1 議案審議

第2議案 平成26年度東京都台東区一般会計補正予算(第6回)における教育費関係計上予定案の意見聴取について

第3号議案 平成27年度東京都台東区一般会計予算(当初)における教育費関係計上予定案の意見聴取について

第4号議案 東京都台東区教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の意見聴取について

第5号議案 東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第6号議案 東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の方主及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第7号議案 東京都台東区職員の配偶者同行休業に関する条例の意見聴取について

第8号議案 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第9号議案 東京都台東区教育小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第10号議案 東京都台東区立児童館条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第11号議案 東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第12号議案 東京都台東区立保育所の指定管理者の指定についての意見聴取について

第13号議案 東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

第14号議案 旅館業営業許可（根岸1丁目7番12号）に関する教育委員会の意見聴取について

第15号議案 旅館業営業許可（根岸1丁目7番13号）に関する教育委員会の意見聴取について

## 日程第2 教育長報告

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課

ア 平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

イ 子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園の保育料について

ウ ワンダーアートプロダクションが実施する事業に対する後援について

エ 寄付物品の受領について

#### (2) 生涯学習課

オ 公益財団法人J R東海生涯学習財団が実施する事業に対する後援について

カ 平成26年度台東区民文化財台帳登載及び指定について

#### (3) 青少年・スポーツ課

キ シュートボクシング協会が実施する事業に対する後援について

ク 体育施設の事前使用承認について

### 2 報告事項

#### (1) 庶務課

ア 教育委員会制度の改正について

イ 平成27年度教育委員会及び連合校園長会の日程について

ウ 後援名義の使用について

(2) 学務課

エ 平成26年度小児生活習慣病予防検診の実施について

(3) 指導課

オ 台東区優秀教員・優秀団体奨励の審査について

(4) 教育支援館

カ 幼児の体力向上支援事業について

(5) 生涯学習課

ク 台東区少年少女発明クラブ指導員への感謝状の贈呈について

(6) 青少年・スポーツ課

ケ たなかクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の発足について

コ 奨学資金貸与選考委員会の選考結果について

3 3月の行事予定について

4 その他

午前10時05分 開会

○高森委員長 ただいまから、平成27年第2回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いします。

それでは会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

○高森委員長 それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可をいたします。

### 〈日程第1 議案審議〉

#### 第2号議案

○高森委員長 それでは、日程第1議案審議に入ります。議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

初めに、第2号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第2号議案、平成26年度東京都台東区一般会計補正予算（第6回）における教育費関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

議案の下のほうに提案理由を書いておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条の規定に基づきまして、議会の提出前に教育委員会の意見を聞くことになっているものでございます。

これは2月6日からの第1回区議会定例会で審議されるものでございます。

恐れ入ります。ページをおめくりいただきまして、次のページに内訳書をつけてございます。まず歳入でございます。全体といたしまして、総額5,366万7,000円の減額でございます。

歳入予算の内訳でございますが、4件ございます。

まず、分担金、負担金のところでございますが、児童保育課の保育士としての個人負担金の減で473万4,000円の減額でございます。

次に国庫支出金のところでございます。学務課の幼稚園就園奨励費として助成対象者の減に伴いまして、200万円の減額でございます。

次に都の支出金でございます。児童保育課のマンション等併設型保育所設置促進事業としての認可保育所の誘致に対する補助金といたしまして、833万2,000円の増額、それとの差し引きになりますけれども、待機児童解消のための区市町村支援事業費として、認可保育所の誘致に関わる支出現に伴うもので、4,889万円の減額がございます。それから、小規模保育運営支援等の事業費といたしまして、誘致に関わる施設減額に伴うもので、578

万5,000円の減額ということになりますので、トータルでここの都の支出金の部分は4,634万3,000円の減額ということでございます。

次に諸収入のところでございます。児童保育課の社会保険料といたしまして、非常勤職員の減に伴いまして、59万円の減額でございます。

次に歳出予算の内訳でございますが、7件ございます。

歳出予算のまず1点目、教育総務費でございます。教職員の研修旅費において、庶務課分が100万円、学務課分が321万5,000円、いずれも都費に振り替えたことに伴う減額でございます。

次に小学校費のほうでございます。指導課の小学校ICT教育の推進における契約内容の見直しに伴いまして、1,200万円の減額でございます。

次に中学校費でございます。庶務課の忍岡中学校仮校舎設置における契約差金で1,500万円の減額、それから、指導課、中学校ICT教育の推進における契約内容の見直しによりまして、440万円の減額でこの額になってございます。

次に幼稚園費でございます。庶務課の私立幼稚園就園奨励費の見込み現による500万円の減額でございます。

次に児童保育費でございます。保育委託2,514万3,000円、認証保育所運営費助成3,804万5,000円、認可保育所の誘致3,076万5,000円、小規模保育施設の誘致771万3,000円、いずれも見込みの減に伴う減額でございます。さらに、保育所管理費でございますが、保育所運営における非常勤職員の減に伴う500万円の減額というところで、トータルで1億666万6,000円の減というところになってございます。

次に社会教育費でございます。生涯学習課、生涯学習センター管理運営の契約差金に伴う1,700万円の減額、さらに図書館整備費でございます。中央図書館の（仮称）谷中防災・コミュニティ施設の併設図書館の整備の契約差金で1,000万円の減額という内訳でございます。

次に社会体育費でございます。青少年スポーツ課の荒川河川敷運動公園運動場管理運営の契約差金に伴う200万円の減額、それから同じく、グラウンド整備の契約差金に伴う1,159万6,000円の減額という内訳になってございます。

以上、歳入歳出についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただき、可決賜りますようお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 基礎的な質問になるかもしれませんが、ICT関係は契約内容の見直しにより支出が少なくなったということだと思いたしますが、これはなぜですか。クオリティは変わらず、何らかの理由で安く契約が整ったということなのか、というのが1点。

それから非常勤職員の件で、非常勤職員を減らすということは特に問題はないのかどうかについてが2点目。

3点目は、契約差金について、入札を実施したら単に安かっただけなのか、それともク

オリティの関係なのか、教えてください。

**○教育改革担当課長** まず1点目のICT教育の契約についてお答えいたします。

小学校費で1,200万、中学校費で440万を減額補正で出させていただきました。これは9月に各小・中学校の普通教室に授業用パソコンを1台ずつ導入しましたが、その際に、昨年度のことになりますが、今回の予算をまとめるにあたって、まずサーバーとその接続、設定の関係で、委託料で、新たにサーバーの設定をするような予定をしておりました。

ところが、実際に業者と綿密な打ち合わせをしていく中で、今回はこのパソコンを導入した使用料や賃借料等、5年のリース契約ですけれども、そこに接続の費用を含めて契約できることが今年度になってわかりました。よって、予定していた委託料の減額ということで出させていただいたことで、契約の見直しということになっております。

**○児童保育課長** 2点目の非常勤職員の件についてでございます。保育園の非常勤職員については、かつてはアルバイトで対応していた部分がございますが、徐々に非常勤職員化を進めております。その関係で、非常勤職員の採用を進めておりますけれども、特に土曜日のみ勤務をする保育士、あるいは短時間勤務する保育士、これも非常勤職員化を進めておりますが、なかなか確保には至っていないというところがございます。

ただし、保育内容に支障が出るような状況ではなく、この点につきましては引き続きアルバイト、臨時職員で対応をしている現状でございます。

今後も非常勤職員化は進めていきたいと考えているところでございます。

**○庶務課長** 3点目につきまして、契約差金全般についてのお話をさせていただきます。

例えば、忍岡中学校の仮校舎設置などのように、非常に額が大きいものについては、ご存じのとおり一般競争入札という形で、競争原理を働かせて入札をしてございます。その結果として、予算額よりも実際の契約額が下回ったことで出る差金が、結構いろいろな事業で、特に大きな額の契約については発生いたします。

**○末廣委員** 歳入予算についてですが、認可保育所や小規模保育施設は、予定していたものは、全て達成しているわけですね。

**○児童保育課長** 歳入予算につきましては、区の補助率の変更もございましたので、その関係と、それから開設に当たって工事を行います。その工事実績自体が想定していた額よりも低かったという実態もございます。

それから、小規模保育施設についても、当初、7月の開設を見込んで予算立てをしておりましたが、結果としては8月の開設になり、1ヶ月分ずれた部分の減額分も含まれております。

**○末廣委員** 歳出のほうでは、児童保育課は見込み減による残が結構ありますね。これは予算の時点である程度多く見積もっていたということですか。

**○児童保育課長** 特に認可保育所の誘致に当たりましては、平成26年11月に開設をいたしました保育所については、予算ベースで100名定員の規模を想定しておりました。

しかし、実態としては60名定員にとどまったというところがございます。その分の実

績減というところがございます。

○高森委員長 これは、補正予算で増減があったものだけを抽出したものですよね。全体ではないですよね。

○庶務課長 今回お示ししているものの他にも、額は小さいですが、事業で契約差金が出たもの、支出が増えたものなどもございます。この時期は、台東区全体でこのように大きな予算の変動があるものを歳入歳出ともにまとめて補正して、できるだけ効率的な支出と資金管理を図っていこうという趣旨で、比較的大きな額の補正になるものを取りまとめて、今回挙げさせていただいているということでございます。

○高森委員長 かなり減額になった部分があるので、教育にお金をかけていないような印象を受けてしまいがちですが、そうではないということですね。適正に運用をされているということですね。

○庶務課長 補正をしなければ、決算の際に執行残がとて多いというようなことにもなってしまいます。

○高森委員長 わかりました。

ほかにはいかがでしょう。

(なし)

○高森委員長 それでは、これより採決をいたします。本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第2号議案については原案どおり決定いたしました。

### 第3号議案

○高森委員長 次に第3号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第3号議案、平成27年度東京都台東区一般会計予算（当初）における教育費関係計上予定案の意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、先ほどの2号議案と同様に、議会に提出する前に教育委員会の意見を聞くというものでございます。これも第1回区議会定例会で審議されるものでございます。

議案の裏面をご覧ください。右側に内訳書をつけてございます。まず歳入でございます。

歳入は総額20億7,422万1,000円でございます。前年度比で3億2,056万7,000円の増、率にしますと18.3%の増でございます。

歳出をご覧ください。

歳出の総額は154億4,611万3,000円でございます。前年度比で13億2,359万5,000円の増でございます。比率といたしますと9.4%の増となっております。

もう1枚おめくりをいただき、右側のページ、平成27年度の教育関係歳入予算でございます。

増減の主なものでございますけれども、平成27年度につきましては、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、分担金、負担金を教育費負担金に計上をしておりました保育費の一部を使用料及び手数料、教育手数料へ組み替えてございます。

増額になった主なものでございます。まず国庫支出金でございます。教育費負担金におきまして、子ども・子育て支援新制度の公定価格及び保育所新設による保育委託費、地域型保育給付費の増がございます。さらに教育費補助金におきまして、忍岡中学校の大規模改修、根岸社会教育館及び図書館耐震改修の増と、（仮称）谷中防災コミュニティ施設併設の児童館等整備の終了による減との相殺増がございます。

次に都の支出金でございます。教育費負担金におきまして、国庫支出金と同様に子ども・子育て支援新制度の公定価格及び保育所新設による保育委託費の増、地域型保育給付費の増がございます。この辺りは子ども・子育て支援新制度で新たな保育施設の連携が創設されておりますので、それについての補助体系や、これまでの公的支援の枠組みとの変更などが反映されているものでございます。

減額となった主なものでございます。

都の支出金として、教育費補助金におきまして子ども・家庭支援包括補助事業費及び小規模保育の運営支援等の事業費の減、家庭的保育事業費及び保育士等处遇改善臨時特例事業費等の終了など、子ども・子育て支援新制度に伴う減もございます。

さらに1枚おめくりいただきたいと思えます。

平成27年度の教育費の歳出予算概要でございます。このページから見開きの次のページにかけて、歳出予算の概要でございます。

一般会計予算は総額941億円、前年度比11億円の減、率にしますと1.2%の減でございます。平成27年度の当初予算につきましては、骨格予算という枠組みになるということもあり減になってございます。新規事業や充実事業については計上していない内容になってございます。

次に教育費の総額でございますが、154億4,611万3,000円でございます。前年度と比べますと13億2,359万5,000円の増、構成比といたしますと9.4%の増でございます。教育費の区の一般会計に占めます構成比は16.4%となっております。前年度が14.8%でございましたので、骨格予算とはいえ1.6ポイントの増となっているところでございます。

教育費の中で人件費の予算総額は32億1,299万2,000円、前年度と比べますと1億4,368万8,000円、構成比としますと4.7%の増となっております。

次の4ページ、こちらが平成27年度の各項人件費、職員費の増減説明でございます。教育総務費及び社会教育費は教育委員会各課職員の人件費、小学校費及び中学校費は学校事務及び用務職員等の人件費、幼稚園費は幼稚園教員の人件費、児童保育費は保育園の保育士の人件費、こども園費は幼稚園教員及び保育士の人件費が計上をされております。人件

費は小・中学校を除きまして全て増額となっており、小学校費は栄養士、中学校費、学校用務及び社会教育費を除いて全ての項において職員数が現状以上となっております。

次に平成27年度の歳出予算でございます。次のページになりますけれども、このページからは歳出予算における項別の主な事業の増減でございます。

教育総務費でございます。増となりました主な事業でございますが、職員費における職員数の増、学校、園の非常勤職員の採用、特別支援教育支援員の配置による増がございます。

減となりました主な事業でございますが、子ども・子育て支援新制度の準備事務の終了による減がございます。

次に小学校費でございます。増となりました主な事業ですが、管理運営費における小学校施設管理の光熱水費等の実績見込み増や、小学校普通教室、フローリング整備における工事実施面積の増、小学校パソコン整備における教職員LANシステム、機器類入れかえ等による増、小学校教科書改訂対応における教師用指導書買入れによる増などがございます。

減となりました事業でございますが、職員費における職員数の減、管理運営費における小学校体育館天井耐震化及び小学校小人数指導教室エアコン整備の終了に伴う減がございます。

次のページをご覧ください。中学校費でございます。

増減の主な事業は、忍岡中学校仮校舎設置の終了による減と、忍岡中学校大規模改修の実施による増が主なものでございます。

次に校外施設費でございます。少年自然の家管理運営におきまして、構内道路舗装工事の一部終了などによる減がございます。

次に幼稚園費でございます。増となった主な事業ですが、職員費における職員構成に伴う増、私立幼稚園保護者補助における対象人数の見込み増による増がございます。

また、新規事業といたしまして、私立幼稚園施設型給付金の増がございます。

次に児童保育費でございます。増となりました主な事業は、職員費における職員構成の変化に伴う増、保育委託におきまして子ども・子育て支援新制度の公定価格及び保育所新規開設に伴う増、児童館管理運営における児童福祉法改正に伴う高学年児童の受け入れによる増がございます。

新規事業といたしましては、地域型保育給付における小規模保育事業給付費及び事業所内保育事業給付、地域型保育振興、玉姫保育園、児童館、こどもクラブの大規模改修がございます。新制度に伴いまして、新たな類型の事業体系を円滑に導入するという一方で、新制度に対応した必要な経費がこの中には計上されているところでございます。

減となりました事業でございますが、保育士等の処遇改善事業、谷中こどもクラブの仮移転施設設置、竜泉こどもクラブの移設、谷中防災コミュニティ施設併設児童館整備、こどもクラブ整備の終了などによる減がございます。

こども園費でございます。増となりました主な事業ですが、ことぶきこども園の管理運営及びたいとうこども園管理運営における指定管理委託料の増がございます。

減となりました主な事業でございますが、保育士等処遇改善事業の終了によるものがございます。

次に社会教育費でございます。増の要因でございますが、職員費の増、それから文化財復元補助における浅草寺伝法院庭園文化財復元補助の増、それから図書館管理運営の中央図書館谷中分室開設に伴う業務委託料の増でございます。さらに根岸図書館の耐震改修工事の進捗による増がございます。

減となりました主な事業でございますが、社会教育センター社会教育館の指定管理委託料の減、（仮称）谷中防災コミュニティ施設併設図書館整備の終了による減がございます。

次に社会教育費でございます。新規事業といたしまして、たなかスポーツプラザ管理運営がございます。

減の事業でございますが、荒川河川敷運動公園運動場グラウンド整備、地域体育施設整備の終了による減がございます。

1枚おめくりください。

平成27年度に実施を予定しております新規事業と主な充実事業でございます。このページからは平成27年度に新たに実施する、従前から予定していた計画事業や、法令等に基づいて充実等を図る事業の一覧でございます。

主な新規事業でございますが、蔵前小学校の改築、私立幼稚園の施設型給付、地域型保育給付における小規模保育事業給付、事業所内保育事業給付、地域型保育振興、それから玉姫保育園、児童館、こどもクラブの大規模改修、たなかスポーツプラザなど計9事業がございます。

主な充実事業でございますが、忍岡中学校の大規模改修、認可保育所の誘致、小規模保育施設の誘致、児童館管理運営、こどもクラブ運営、総合型地域スポーツクラブ支援、台東区ジュニアオーケストラ、上野の森ジュニア合唱団など8事業がございます。

以上で平成27年度台東区一般会計予算における教育関係経費計上予定案についてご説明をいたしました。

参考資料といたしまして、一昨日、予算のプレス発表があり、そのプレス発表の資料から教育関係の事業を抜粋したもので、7事業でございます。蔵前小学校の改築、忍岡中学校の大規模改修などをはじめ、資料にあるとおりの内容をマスコミに報じたところでございます。東京新聞などに蔵前小学校の改築、忍岡中学校の大規模改修などが掲載されたというようなところでございます。

第3号議案の説明は以上です。よろしくご審議いただき、可決賜りますようお願いをいたします。

**○高森委員長** ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

子ども・子育て支援新制度がいよいよ実施施行ということですが、消費増税が見送られ

ているということで、来年度のこの予算額、それぞれ国庫支出金、都支出金からこれだけ挙がっていますけれども、運用をするには十分なのでしょうか。

**○事務局副参事** このたび、消費税10%の引き上げが延長されましたが、国の予算案では、大体0.5兆円を充てるということで動いてございます。

この中身ですが、給付費に關係して、保育士の処遇改善費など、今あるものよりも充足するといった部分が一部実行されるということで来ております。私どもも予算の積算に当たりましては、初めから質改善ベースという形で検討してまいりました。今回、考えられる限りの積算をして、予算計上を行ったということでございます。

ただし、実際には給付費の対象となる施設は、4月までに移行を確認していくという施設もまだございますので、実際にそれを利用される方の積算について、在園児の方はわかりますが、新しく入られる方、あるいはそういった移行される施設に入られる方、そういった方の状況がなかなか現状では掴みにくかったという部分がございまして、今後も検証していきたいと考えてございます。

**○高森委員長** おそらく非常に流動的ですよ。私立幼稚園も施設型給付ということで含んでいますが、私立幼稚園がまず移行するかどうかも確定していませんから大変難しい部分があるわけですね。

**○庶務課長** 補足でございまして。今、事務局副参事から説明がありましたが、新制度に基づく内容のものは歳入歳出ともに計上いたしております。しかし、これまでも、例えば私立保育園への委託などに関して、実際にかかっているものに対して国や東京都の補助対象額というのが低く見積もられていたりするということで、これまでも区の持ち出しがかなりございました。

それから、新制度の歳入歳出の見積もりについても、一定額について国や都の新制度の決まりに基づいて出している算出ということですので、実際にかかるところはもっとございまして、区の持ち出しは今後も続いていく部分があると思っております。

**○高森委員長** 割合としてはどの程度、区の持ち出しがあるのでしょうか。

**○事務局副参事** それぞれの施設内容により若干補助の内容が変わってございます。大きい部分では、今回、国が定めております利用者負担額の上限に対して、区はかなり低い金額で保育料の料金をお願いしているところでございます。今年、引き上げはさせていただく予定ではございますが、なおもまだ国の基準よりも低い水準で設定をさせていただいております。こういった部分の持ち出し経費というのは、やはり、現状でもまだかなりの額を持ち出していくというような形になります。

また、地域型保育につきましては、家賃相当が、国が想定している全国の単価に対する家賃の部分よりも、実際の区内の家賃というのが高い状況ですので、このあたりも織り込んだ予算計上をさせていただいておりますので、一律にどのぐらいの割合というのはお示しするのは難しい状況でございまして。

○高森委員長 台東区の場合は、区の予算を随分注ぎ込んでいただいているという解釈でよろしいですか。

○事務局副参事 はい。

○高森委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

(なし)

○高森委員長 それでは、これより採決をいたします。本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第3号議案については原案どおり決定いたしました。

#### 第4号議案

#### 第5号議案

#### 第6号議案

##### (1) 庶務課 ア

○高森委員長 次に第4号議案を議案といたします。関連する案件として第5号議案、第6号議案及び教育長報告の報告事項、庶務課のアについても一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、まず資料9の庶務課の報告事項のアになりますが、資料9をご覧ください。

昨年の6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立いたしました。主な中身が教育委員会制度の見直しを柱とした改正でございます。

背景といたしましては、いじめに対する教育委員会の迅速な対応ができていないというようなことが社会問題になったことから、このような改正が行われたというところがございます。

項番2の主な改正点でございますが、自治体の首長は総合教育会議を設けることになりました。総合教育会議は、教育委員会の上部会議的な性格を有しており、招集や主催をするのは首長でございます。その会議の構成員は首長と教育長及び教育委員ということに原則はなっております。必要に応じて学識経験者等を入れるということは可能になっております。首長はこの総合教育会議で教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するということになっております。その自治体の教育行政全般にわたる大方針をこの総合教育会議で大綱という形で決めるということになってございます。

③の教育総合会議で協議・調整を行う項目を下に書かせていただいております。児童・生徒等の生命、身体に被害が生じる場合など緊急時の措置を、必要に応じてこの総合教育会議で首長が主催をして、強力なリーダーシップを発揮することができるというような仕

組みになってございます。

④でございますけれども、現在、教育委員会制度では教育委員長と教育長が存在しておりますけれども、教育委員会の責任と権限を一本化するために、教育委員長という職を廃して、教育委員会の代表者、責任者を教育長といたします。

教育長の任命は、首長が議会の同意を得て行うようになります。現在は教育委員会が教育長を任命しておりますが、この辺りが変わってくるところでございます。それから、教育長の任期は現行は4年でございますが、これが3年になります。首長が4年でございますので、首長の在任期間中に一度は任命を考える機会を持たせるという、そういう趣旨でございます。教育長以外の教育委員の任期は現行どおり、4年でございます。

次の2ページをご覧ください。教育委員会は教育長と4人の教育委員で組織をするようになります。教育委員長という職責は先ほど申し上げたように、ポジションとしてはなくなるということでございます。

教育委員会の位置づけでございますけれども、教育行政の中立性、継続性、安定性を確保するための執行機関という位置づけは従来どおり同じでございます。大綱や教育総合会議での協議、調整を踏まえまして教科書採択、教育課程の編成、教職員人事などの教育委員会専権事項の事務執行を行うところでございます。

それから⑤になりますが、ここがかなり大きい部分でございます。児童・生徒の生命や身体被害の発生、拡大を防止する緊急の必要がある場合には、文部科学大臣が該当の教育委員会に対して直接の指示ができるということになってございます。下の図は現行と改正後の教育委員会制度のイメージでございます。

3ページをご覧ください。この法律の施行日は平成27年4月1日でございますが、項番4に経過措置がございます。経過措置の内容でございますけれども、旧制度から新制度への教育の継続性、安定性を確保するという観点から、施行日におきまして、在任中の教育長についてはその教育委員としての任期が満了するまで現行制度の教育長として在職するということになってございます。

具体的にはどういうことかと申しますと、4月1日時点でそこから先の任期を有している教育長が4月1日に在任している場合には、その教育長の教育委員としての任期が満了するまでは、教育委員会は現行制度のままでいきますという意味でございます。ただし、4月1日に制度は新しくなりますので、総合教育会議は設置され、教育委員会の仕組みは従来どおりの仕組みで、教育委員長も、教育長も存在するという、そういう内容になってございます。

項番5の施行に向けての対応予定でございます。(1)が新教育長に関することでございます。新教育長が新制度では常勤の特別職という位置づけになります。現在は一般職という性格を持ち合わせておりますので、それが常勤の特別職ということになりますので、我々、区の常勤の一般職員と同様に、勤務時間、勤務条件、給与等において年度内に条例等を整備、規定をしていく予定でございます。こういったことに連動をいたしまして、これから

ご説明する議案の意見聴取がございます。

それから先ほど申し上げましたように、教育委員長に関しましても、新制度になりますと、その職自体が無くなるということで、その辺りも整理をさせていただくところがございます。

(3)(4)が関係例規の整理ということで、必要なものを教育委員会に意見聴取し、今後の第1回区議会定例会で報告して、必要な条例の制定、改正を行っていくところがございます。

それから、(4)になりますけれども、新制度の一つの理念、趣旨といたしまして、より開かれた教育委員会の活動、より充実した教育活動ということがございますので、台東区の教育委員会としても、現在、月1回の定例会の開催でございますが、4月からは月2回の開催として教育委員会の審議をより充実させたものにしていきたいというところがございます。

第4号議案をご覧いただきたいと思います。

第4号議案の提案理由は先ほどご説明したところがございます。この条例は新制度における新教育長の役職が一般職から特別職になることに伴い、必要になる条例でございます。

制度上、現在の教育長は一般職という位置づけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、特別職として位置づけられることになってございます。特別職でありながら、現行制度における教育委員長と教育長の職務を行うことから、職責に鑑み、法律上あえて常勤とする旨を規定させております。本来、地方公務員法に定める公務員の根本基準は原則として、一般職に属する職に対してのみ適用され、特別な規定がない限りは特別職に属する職に対しては適用されないものでございますが、法律上、常勤と規定されるため、新教育長に一般職と同じような職務専念義務が課されるようになってございます。

それと同じような考え方で、厚生に関する計画の実施に参加する場合、それから、特に教育委員会が定める場合も規定をしているところがございます。この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

最後のページになりますが、先ほど申しました経過措置のところを表現しているものでございます。仕組みはつくるけれども、経過措置で、在職している場合はこの条例は適応をしないという、そういった意味でございます。

次の第5号議案をご覧いただきたいと存じます。

第5号議案につきましては、提案理由はさきほどと同じでございます。こちらは、東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例の一部を改正する条例の意見聴取ということになります。本議案は第4号議案と同じく、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条に基づきまして、議会提出前に教育委員会への意見聴取として行うものでございます。

特別職の報酬額を決定している組織として報酬審議会というものがございます。この中には、現在、教育長は入ってございませんので、特別職に位置づけられる新教育長を加え

るものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

ご覧のとおり、今現在、区長及び副区長の給料額と現行では規定されているところがございますが、ここのところに教育委員会の教育長の言葉を入れて改めるものでございます。

第5号議案についてのご説明は以上でございます。

次に第6号議案、東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてでございます。

こちらの提案理由につきましても、先ほどと同様でございます。

新制度になりますと教育委員長という職がなくなりますので、この教育委員会委員長の項を削るというものでございます。詳しくは新旧対照表をご覧くださいと存じます。

以上、報告事項と第4号議案、第5号議案、第6号議案について説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 資料9の、総合教育会議で、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するということですが、区長部局に文化振興課がありますよね。そうすると、この文化の振興に関する部分もこの総合教育会議で大綱に含まれるということになると、教育委員会が今まで関与できなかった首長部局の文化振興セクションについても、意見が言えるようになるというような理解でよろしいのでしょうか。

○庶務課長 実は文部科学省に、ただいま垣内委員の質問と全く同じことを私どもも質問をしたところでございます。

文部科学省の回答では、その辺りは各自治体によって所管の範囲というものが違うので、実態に応じて総合教育会議の中で決めるべき範囲を勘案して、大綱を決めていただければ結構だという回答をいただいたところでございます。

○垣内委員 台東区の場合は、基本的に従来、教育委員会が所管していた範囲を、例えば図書館、生涯学習など、そういった部分も含めた形での大綱であって、首長部局の文化振興課が行っているアーティストへの支援などは、この大綱には盛り込まないという、そういう整理になるのでしょうか。

○庶務課長 現時点では私どもの立場とすると、そのように想定をしているところでございます。ただ、この総合教育会議が首長の招集、首長の所管ということになりますので、総合教育会議の中で区長部局で持っている文化施策についても、大綱の中に盛り込むということも、理論的には可能だと文部科学省は言っておりますので、そのような内容を入れる際には、区長部局と教育委員会で連携をして事業展開を考えていく必要があると思えます。

○垣内委員 今後の展開によるということですね。

○庶務課長 はい。

○垣内委員 わかりました。

○末廣委員 総合教育会議は4月1日から設置ということですが、具体的に大綱をつくることも含めて、1日以前におおよそのところはつくっておかないとならないのですか。

○庶務課長 先ほど、4月1日からの新制度の施行に向けて必要な法令等の整理を進めていくという考えだということでお話をいたしました。総合教育会議の所管については、区長部局とも調整を進めているところでございます。現在、総務課が所管する方向で進めているところでございます。

大綱については、教育委員会ではすでに、教育方針や目標などを持ってございますが、その上に位置するものということで、区の大きな計画に類するものになってまいりますので、その辺りについては企画課で所管をするという方向で庁内調整を図っているところでございます。

それから、大綱の内容をどうするかということでございますけれども、これにつきましては、やはり区長の意向が非常に大きくなっていくところがございますので、この3月1日に区長選がございまして、新しい区長となり、4月以降に総合教育会議を開催いたしまして、その中で大綱の内容をどのようにするかというのを区長、教育長、教育委員会、教育委員の皆様で改めてご議論をいただいて、決定していくというようになっていくかと考えているところでございます。ただし、総合教育会議を設けて大綱を決めるということですが、今までそれぞれの教育委員会が教育理念や教育方針、教育施策を持って円滑にやってきているという状況は十分に承知はしているので、総合教育会議の中で、これまでの教育委員会の方針や理念を大綱とするということでもよろしいですよということは文部科学省も言ってございます。その辺りはこの制度の仕組みを十分、区長にご説明をした上で、台東区の教育行政の継続性、発展性、そういったものを踏まえた上で大綱は区長部局と連携を密にして決めていきたいと考えてございます。

○末廣委員 4月1日以降に総合教育会議を開くのでしょうか。

○庶務課長 新しい区長や区長部局との調整になりますけれども、第2回の区議会定例会で、新しい区長の思いを酌んだ新規充実の予算などが当然出てくるとおられます。それに対応をするような形で大綱もつくるといふようなところが、新制度にすぐタイアップしたということではないかと思えます。ただ、実際のところでは、新しい区長と教育長、教育委員の皆様方が総合教育会議で具体的なご意見を交換して、その中で決めていくというようなことになるとお思います。

○高森委員長 資料9の2ページ目のイメージがありますね。この改革後のイメージに台東区が移行するのは10月以降になるのでしょうか。

○庶務課長 台東区の場合は流動的な要素がありまして、何とも言えないところではございますが、例えば4月1日にこれまでの制度に基づく教育長が在任していれば、その教育長の教育委員の任期までは現行と同じというのが経過措置でございます。ですから、具体的に今、教育長の任期は平成28年10月まででございますので、そこまでは教育委員長、教育長が存在するこれまでの制度を引っ張っていくことができます。

ただし、総合教育会議自体は新しい制度に基づく4月1日の設置ですので、総合教育会議のメンバーとしては教育長と教育委員の皆様方という、そういう位置づけになってくるので、少しわかりにくい点がございます。

○高森委員長 この4月からは、この組織の中では委員長はいないという理解でいいのですか。

○庶務課長 この教育総合会議のメンバーは必ず新制度の教育長と教育委員でなければならないということではございませんので、総合教育会議のメンバーとしては教育長と教育委員という、そういうことでございます。

○高森委員長 委員は等しく教育委員になるわけですね。委員長や職務代理者という立場はなくなるわけですね。

○庶務課長 4月1日に旧制度の教育長が在任していれば、この総合教育会議の中にも教育長、教育委員長、教育委員がいるという、そういうことでございます。

○高森委員長 どういった立場で参加するのかによって、委員の我々の意識も変わってくると思いましたので、質問しました。

○庶務課長 複雑な制度になるということですので、全国の自治体の中には、教育長を同じ方が継続するにしても、一度、辞任という形をとっていただいて、4月1日に首長さんに新教育長として任命をしていただいて、4月1日から仕組みも中身もすべて新しくしていこうという自治体もなくはないと聞いてございます。そういったことも可能だというところではございます。

○末廣委員 台東区としては具体的に、今の和田教育長の任期までは教育委員長がいるということですか。

○庶務課長 その点については、なかなか微妙なところがございまして、4月1日から新制度になって、首長が教育長を議会の同意を得て任命するということになりますので、区長の考えがどうかというところが大きいです。

○末廣委員 年度内に新しい区長と我々が会合を持つ機会はないのですか。

○庶務課長 3月1日に区長選がございまして、3月2日から新しい区長が登庁します。当然のことながら、教育委員会制度がこのように変わる、特に区長の教育行政に対するアプローチの仕方が変わってくるということがありますので、私ども教育委員会といたしましては、この辺りの仕組みをいち早く新しい区長にもご説明をして、できるだけ早いうちに教育委員の皆様方と区長がお話をしていただける機会を設けたいと思っているところでございます。

○垣内委員 大綱について、例えば自治法上に規定されている総合計画、基本計画のような法的な位置づけではなく、あくまでも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中での大綱ということになるのでしょうか。つまりは、どのくらいの拘束力、実効性を持つものなのか、それともいわゆる行政計画やビジョン、指針などの形で示される理念的なものなのか、いかがでしょうか。

○庶務課長 大綱の位置づけや性格については微妙なところがございまして、理論的には必ずしもその自治体の長期総合計画、行政計画とリンクをしている必要はないというところがございまして。ただし、現実的にはそれぞれの自治体の教育委員会の理念や目標なども上位計画と当然リンクしているものでございまして、そういったさまざまな計画とリンクをした上で新たな行政理念を区長が打ち出していくということは考えられます。文部科学省の考えでは、この新制度は首長の教育行政に關与する権限を強くしていこうというところがございまして、この大綱で決められたことについては、総合教育会議の構成員は、具体的には教育委員と教育長ということになりますけれども、大綱で決められたことを尊重して実施していく方向で検討をするというような、そういうことになっております。

一例でございましてけれども、大綱の中に首長が仮に学力テストの結果を各校ごとに公表するというようなことを入れることも可能だということ。大綱に入れたらそれを実施するように総合教育会議の構成員は努力をしなければいけないというような、そういった位置づけ、性格になるということは確認をしているところでございまして。非常に規範的な性格を持っているような部分もありますし、従来の区の計画、教育委員会のビジョン、そういったものとのリンクというようなこともございましてけれども、首長の考えをできるだけ大綱に反映させるということですので、そういった部分ではある意味規範的な性格を有しているところもあると、そういう説明になろうかと存じます。

○末廣委員 今のお話ですと、理念的なものでいいのかなと思っていたのですが、具体的なものを入れるとなると結構細かいところまで入ってくるのかなという気がします。文部科学省は大綱のひな型のようなものを出しているのでしょうか。

○庶務課長 特にひな型などの提示はございません。先ほど申し上げたような既存のものを大綱とするということでも良いという言い方をしております。

それから、私が申し上げた事例について、例えば台東区の教育委員会はこれまでもそうであったように、区長部局と常日ごろから密接な連携をとって教育行政については円滑に進めているところでございまして。しかし、文部科学省の見方は、必ずしもそういう良好な関係になっていないところも少なからずあるだろうと考えているようでございまして。そういったときに首長の強い思いを大綱に反映させたほうが、首長の教育行政に対する実現度合いも高くなるだろうと、そのような趣旨で大綱に入れても可ですよという、そういう言い方をしておりますので、むしろ例外的な表現になるのかなと存じます。多くのところは、現行の教育委員会の理念や目標などをベースに大綱をつくっていくのかなと考えているところでございまして。

○高森委員長 台東区の場合は区長が理解を示していただいて、安定した教育環境ができております。この2ページのイメージのところにも、首長主導のもと教育基本方針を協議、決定するとありますね。協議できるわけですから、そこで話し合いをして方向を定めていけばいいのかなという気がします。協議ができないのであれば全く意味がありませんから、協議ができるということが盛り込まれているということが大事だと思います。教育委員会

の位置づけは中立性、継続性、安定性を確保するための執行機関だときちんと明言されていますから、これが損なわれてしまったら問題ですが、きちんと協議ができるということが大事だと思います。それにあたって、今後、総合教育会議の組織や規定をつくっていくと思いますが、私たちは見ることができるのでしょうか。

○庶務課長 先ほど、総合教育会議の所管は本区においては総務課が所管をするという方向で調整していると申し上げました。当然、4月1日から設置をされますので、それまでには区長部局で、この会議をどのように開催して、どのように運営していくかという規則を今年度内に設置して、具体的な運営方法の規定をしていくということになると思います。

○高森委員長 私たちは結果しかわからないということですね。

○庶務課長 この総合教育会議は首長と教育委員会の連携をさらに強めて、よりよい教育行政を展開していこうという趣旨でございますので、その辺りについては、実際にこれまでも教育委員会と区長部局の関係課長が集まって、教育委員会の制度が変わることに関してどのように円滑な対応をしていくかという協議を何回も行っております。所管は区長部局になりますが、教育委員会も十分に意見交換、情報交換をしながら、よりよい教育行政が全体として展開できるような仕組みをつくっていこうと考えているところでございます。

○末廣委員 総合教育会議は首長が招集するわけですね。

○庶務課長 制度上そのようになってございます。

○末廣委員 首長が必要だと認めたときは随時招集することができるのですか。

○庶務課長 そのようになります。

○高森委員長 冒頭にもお話があったように、いじめ自殺問題が発端だと思いますが、緊急時の対応というのはいじめ、自殺だけではないと思います。特に災害の場合、本当にいつ起きるかわからないことですから、そういったこともぜひ盛り込むような形にしていだきたいと思っております。

○庶務課長 委員長のただいまのご意見を踏まえて、区長部局とも調整してまいります。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それではこれより採決いたします。本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第4号議案、第5号議案及び第6号議案については原案どおり決定いたしました。

また、庶務課のアについても報告どおり了承を願います。

## 第7号議案

○高森委員長 次に、第7号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは第7号議案、東京都台東区職員の配偶者同行休業に関する条例の意

見聴取についてご説明をさせていただきます。

提案理由は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、議会に提出する前に教育委員会の意見をお聞きするために提出するものでございます。

議案の3枚目をご覧ください。

こちらの条例は、地方公務員法の規定の中に配偶者が外国に仕事等で行った場合に、その配偶者で地方公務員法の適用を受ける職員の場合は休業をすることができ、その休業期間は3年を超えない範囲とするというような中身になってございます。

この中で資料4枚目の下になりますが、付則5がございまして。これは東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、特に幼稚園教諭がこれに該当いたしますので、幼稚園教員の方で配偶者同行休業制度で外国に行って休業をするというような場合には、その間の給与は一切出ませんという、そういう中身が具体的なものでございますので、こういう中身になってまいりますので、この辺りについて教育委員会の意見を聴取するというものでございます。

説明は以上でございますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 この期間の給料は払わないということですが、勤続年数というのはどうなっていますか。勤めていることには変わらないということですか。

○庶務課長 在職年数には加算されます。

○末廣委員 戻ってきたときには前の職にそのまま戻れるのですか。

○庶務課長 休業でございまして、それ以外の休業の理由と同じく、もとの職場にもとのポジションで復帰をするというのが原則になるかと思っております。

○高森委員長 過去にこのような形を適用された方はいらっしゃいますか。

○庶務課長 これは新しい制度でございまして、ありません。このような状況の場合、配偶者の方の在外する年数にもよりますが、これまでは退職などしか選択肢がないというようなことで、優秀な人材がやめていくということがございました。そのようなことがあっては惜しいという観点もあって、このような制度がつけられたと理解をしております。

○和田教育長 現実的に幼稚園教諭でこれまで、あるいは今後適用されることが十分あり得るということですね。

○指導課長 現在、平成27年4月から、この制度の適用を考えているという相談が1件ございます。

○末廣委員 本人の勤務成績を考慮するという文章が入っていますが、上司が判断するのですか。

○庶務課長 任命権者が判断をするということになってまいりますので、上司の評価や意見を参考にして任命権者が判断をするというところでございます。具体的には、あまりにも著しく勤務成績が芳しくないというようなケースも考えられますので、そういったよう

な場合には認められないケースもあり得るのかというようには考えているところでございます。

○末廣委員 要するに無条件ではないということですね。

○庶務課長 はい、そのとおりでございます。

○高森委員長 他にございますか。

(なし)

○高森委員長 それではこれより採決いたします。本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第7号議案については原案どおり決定いたしました。

### 第8号議案

○高森委員長 次に第8号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 第8号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

提案理由はこれまでにご説明した議案と同様でございます。

議案の3枚目をご覧ください。現在、東京都台東区教育振興基金条例の中に内山少年少女音楽振興基金、池波社会教育振興基金がございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。

現行でそれぞれ内山少年少女音楽振興基金は400万円でございます。下段の池波社会教育振興基金が2億円でございます。この基金からそれぞれ100万円ずつ取り崩しをして、基金の目的である事業に充てるということで今回のこの条例の額を改めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 100万円は何に使われるのですか。

○庶務課長 内山少年少女音楽振興基金に関しましては、台東区ジュニアオーケストラ及び上野の森ジュニア合唱団の周年事業を来年度予定しておりますので、そちらの費用の一部に充てさせていただきたいと考えてございます。

○中央図書館長 池波社会教育振興基金につきましては、池波先生の蔵書、著作の絵画などの資料収集費の一部に充てさせていただいているところでございます。

○末廣委員 池波社会教育振興基金は毎年取り崩していますね。

○中央図書館長 池波様から最初に平成4年に寄附をいただきまして、今まで3億7,500万円程の寄附をいただいているところでございます。平成24年までは毎年500万円、そのほか10周年などの際には800万円、1,000万というふうに取り崩させていただいて、その事業に充てた経緯がございます。

ただし、平成25年度からは基金を長く使うという観点から、100万円という取り崩しをさせていただいて、資料収集の費用に充てるという形に変更をさせていただいたところがございます。

○高森委員長 他にございますか。

(なし)

○高森委員長 これより採決をいたします。本案につきましては、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第8号議案については原案どおり決定いたしました。

### 第9号議案

○高森委員長 次に第9号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 東京都台東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明申し上げます。

本案は子ども・子育て関連法律といたしまして、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の改正に伴いまして、幼保連携型認定こども園の学校医等に関し、区の条例の規定整備を図るため提案するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正点は3点でございます。1点目は条例の題名中、「小中学校」を「小中学校等」に改めること。2点目は、第1条中段の「及び中学校」を「、中学校及び幼保連携型認定こども園」と改めること。3点目は、第2条に「(東京都台東区幼保連携型認定こども園にあっては、東京都台東区長。以下同じ。)」を追加するものでございます。

また、付則といたしまして、施行期日等々について定めてございます。本区におきましては、石浜橋場こども園が対象となります。

説明は以上でございます。本件につきましては、よろしくご審議の上、原案に異存なき旨、ご回答を決定いただきたくお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

石浜橋場こども園が今ここに入っているのは、学校教育法から外れて指定された学校だからということに理解してよろしいでしょうか。

○学務課長 ご指摘のとおり、幼保連携型こども園につきましては、法律に基づく学校であるという位置づけはありますが、今までのような幼稚園ではなくなるということがございます。

○高森委員長 ほかにございませんでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、採決いたします。本案については原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第9号議案について原案どおり決定いたしました。

#### 第10号議案

○高森委員長 次に第10号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第10号議案、東京都台東区児童館条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

本件につきましては、11月の本委員会におきまして、今戸児童館内に新たに(仮称)今戸こどもクラブを整備することについてご報告をさせていただいておりますが、これに伴いまして同クラブを整備する場所である今戸児童館3階にございます第2遊戯室を廃止するため、条例を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

今戸児童館3階の第2遊戯室につきましては、使用料を徴収して一般に貸し出しをしている施設でございますが、今回、これを廃止してこどもクラブを設置するため、第2遊戯室に関する第5条、第8条第3号、第10条第2項、第11条第2項、第14条第2項、第15条、裏面に移りまして、第16条、別表第2、別表第3、これを削除いたしまして、これに伴う条項の整理、見出し等の文言整理を行うものでございます。

付則でございます。この条例は本年の4月1日から施行するものでございます。

議案本文にお戻りいただき、表紙の裏面でございます。

この条例改正については、教育委員会としては原案に異存ない旨の意見を付して回答するものでございます。

第10号議案の説明については以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 この休館日や開館時間等が削除されているということは、特例はもうやめるということですか。

○児童保育課長 この特例施設というのが今回廃止する第2遊戯室のことございまして、例えば第11条に定めております「特例施設の利用時間は午前9時から午後9時まで」というのは、あくまでこの第2遊戯室の時間を定めているものでございます。この第2遊戯室が廃止されますので、その条文については削除をするということでございます。

○和田教育長 第2遊戯室のこれまでの利用形態、利用状況について教えてください。

○児童保育課長 第2遊戯室の利用については、地元の町会や、地元の町会関係のサークルが主に利用していましたが、利用率は大変低い状況でございました。

今戸児童館内にクラブを開設するにあたり、各団体にはこのような状況になる旨のお話をさせていただいて、近隣の清川区民館などのご案内をさせていただいて、ご了承をいただいているところでございます。

○高森委員長 他にいかがでしょう。

(なし)

○高森委員長 それでは採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第10号議案につきましては原案どおり決定いたしました。

#### 第11号議案

○高森委員長 次に第11号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第11号議案、東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

本案の提案理由につきまして、第10号議案と同様でございます。

本件につきましても11月の本委員会におきまして、浅草こどもクラブの浅草小学校内への移転、新たに今戸児童館内に今戸こどもクラブを整備することについてご報告をさせていただいておりますが、これらについて条例を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

条例の別表2、こどもクラブの名称と実施場所を規定させていただいております。このうち、浅草こどもクラブの実施場所の改正及び今戸こどもクラブの表を新たに追加するものでございます。

付則でございます。この条例は本年4月1日から施行するものでございます。

この条例改正につきましては、教育委員会としては原案に異存ない旨の意見を附して回答をするものでございます。

11号議案の説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 浅草こどもクラブの場所を移すことについて、関係者のご理解等については十分に済んでいるということによろしいですか。

○児童保育課長 関係する町会につきましては、全てご説明は終了しておりますが、一部、町会行事等でこどもクラブの新館のほうの1階部分が土間といいますか、建物に入るまで

若干の広場になっておりますので、そこを使っていた経緯がございまして、そこを引き続き使わせてほしいというご要望をいただいております、その点についてはまだ関係する町会と調整中でございます。

○末廣委員 現在地と新しい場所はどのくらい離れているのですか。

○児童保育課長 花園公園と上野公園くらいだと思います。

○高森委員長 新しい施設の視察は予定していませんか。

○児童保育課長 視察については考えさせていただきます。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それではこれより採決をいたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第11号議案については原案どおり決定いたしました。

○高森委員長 ここで一時議事を中断して、休憩をとりたいと思っております。

再開は12時35分頃でよろしく申し上げます。

では、休憩とします。

(休憩・12:07～12:40)

## 第12号議案

### 児童保育課

○高森委員長 それでは再開いたします。

第12号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第12号議案、東京都台東区立保育所の指定管理者の指定についての意見聴取についてご説明をいたします。

本案は地教行法第29条の規定に基づき提出するものでございます。

議案をお開きいただき右側のページをご覧ください。

本件につきましては、1月の本委員会におきまして、東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者候補者の選定結果についてご報告しておりますが、これに基づきまして、本年4月から5年間の指定管理者につきましては、社会福祉法人康保会を指定するものでございます。

この議案につきましては、教育委員会としては原案に異存ない旨の意見を付して回答するものでございます。

第12号議案の説明につきましては以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜り

ますようお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 では、これより採決いたします。本案につきましては、原案のとおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第12号議案については、原案どおり決定いたしました。

### 第13号議案

#### 青少年・スポーツ課

○高森委員長 次に、第13号議案を議題といたします

青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、第13号議案、東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。第13号議案の新旧対照表をご覧ください。

昨年ご報告させていただきました使用料の支払い後に予約をキャンセルした場合の還付割合の変更、一部体育施設の予約時期の変更及びたなかスポーツプラザ開設に伴う文言整理等を含めた規則改正となっております。

まず、使用料支払い後に予約をキャンセルした場合の還付割合の変更に伴う改正につきましては、改正案第11条第1項第2号及び第3号をご覧ください。

使用開始日の2カ月前までにキャンセルした場合は全額還付、15日前までにキャンセルした場合は8割還付するという文言を加えてございます。

次に、一部体育施設の予約開始時期変更に伴う改正につきましては、改正案別表2をご覧ください。

台東リバーサイドスポーツセンター野球場、少年野球場、荒川河川敷運動公園運動場及び江戸川河川敷野球場につきましては、現在、2カ月前からの予約としているところを1カ月前3カ月前からの予約開始に変更しております。

また、たなかスポーツプラザ開設に伴う改正につきましては、改正案第4条第6項、第8条第1項第2号、別表第1及び第2に文言を追加させていただき、第6号様式を改正いたしております。それ以外の部分につきましては、現状の運用に合わせた形の文言整理をさせていただきました。

規則改正案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 今回の改正については、区民がより利用しやすくなるようにということで

すけれども、これによって、逆にグループで早く仮押さえをしてしまうとか、そういうことの心配はないですか。

○**青少年・スポーツ課長** 今のところ、そういったことはございません。また、体育施設は利用率が高いため、抽選になることが非常に多いこともございまして、なかなか全体的に押し返さえるということが難しい性質もございまして、そういった形で還付があるから、とりあえずとっておいてというようなことは、今のところありませんし、これからも想定しにくいかと考えてございます。

○**垣内委員** 第4条の第5項のところ、柳北スポーツプラザプールは現行では貸し切りではない場合は自動販売機のチケットでということですが、今回は貸し切りであろうが、なかろうが、自動販売機でということになるのでしょうか。

○**青少年・スポーツ課長** 柳北スポーツプラザプールにつきましては、現行では貸し切りの場合を定めておりますが、これは過去にフランス学校があったときに学校で利用するというので、特別に貸し切りを認めた規定がございました。今現在はそちらもなくなり、貸し切りという運用形態はとってございませんので、この改正をさせていただいたところでございます。

○**末廣委員** 例えば3ページのリバーサイドスポーツセンターを借りると、貸し切りの場合に1人以上の15歳以上の者を含めた10人以上で組織する団体、これは前もって登録しなくても利用できるのでしょうか。

○**青少年・スポーツ課長** 予約の段階で登録の番号が必要になりますので、事前に団体登録をしていただく必要がございます。

○**末廣委員** メンバー表も出させるわけですか。

○**青少年・スポーツ課長** そのようにさせていただいてございます。

○**末廣委員** 誰が責任者なのかなどは受付のとき審査するのですか。

○**青少年・スポーツ課長** 基本的には15歳以上の方が入っている10名以上の団体であれば登録できるという形にさせていただいているところでございます。

○**樋口委員** 資料の一番後ろのフォームで申請するというのでしょうか。

○**青少年・スポーツ課長** その様式ではございません。この使用承認簿は貸し切りではなく、一般に利用していただくときに使用簿のような形でお名前を書いていただくという運用を現在しておりまして、そのときに名前を書いていただくというものです。

特に、少年野球場に関しましては料金が無料ですので、券を買うという手続がございませんので、こちらに子どものお名前を書いていただいて、少年野球場を一般開放している時間がございまして、そのときに使っていいという形で運用させていただいているところでございます。

○**樋口委員** そうすると団体名が入らないで、人の名前だけというのはいかがなものでしょうか。

○**青少年・スポーツ課長** これは団体貸切のときではなくて、少年野球場を一部時間帯で

一般開放という形で、子供たちが自由に使っていいという時間を用意しておりまして、そのときにここに書いていただくという運用をさせていただいております。

○樋口委員 そういう場合、管理者がいないと危ないと思いますが。

○青少年・スポーツ課長 その場合は、指定管理者のリバーサイドスポーツセンターの職員が見ておりますので大丈夫です。

○高森委員長 ほかはいかがでしょう。

(なし)

○高森委員長 これより採決をいたします。本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第13号議案については原案どおり決定いたしました。

#### 第14号議案

#### 第15号議案

#### 庶務課

○高森委員長 次に、第14号議案を議題といたします。なお、関連する案件として第15号議案についても一括とて議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、まず、第14号議案、旅館業営業許可、根岸一丁目7番12号に関する教育委員会の意見聴取についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、旅館業法に基づき台東区台東保健所長より、旅館業の営業許可に関して意見を求められたものでございます。

議案の3枚目をご覧くださいと思います。3枚目とその裏の4枚目になりますが、こちらが保健所長から教育委員会に宛てた営業許可の照会文書でございます。

概要でございますけれども、根岸小学校から鶯谷駅方向に約90メートルほどのところにある旅館施設が1月16日付で名義変更するということの照会で、根岸小学校長と根岸幼稚園長にそれぞれ意見を求めたものでございます。

申請地が根岸一丁目7番12号、申請者がトラストワン鶯谷というところでございます。営業の種別が旅館営業、名称がホテル ル・クラブで、施設の概要等は資料のとおりでございます。

現況でございますけれども、周辺は旅館と住宅が混在している商業地域でございます。学校からの見通しでございますけれども、他の建物等により当該施設から学校への見通しは遮られているというところでございます。

今回の申請については、名義変更による許可申請ということでございます。

次に、15号議案でございます。15号議案につきましても、同様の類型で台東保健所長

より旅館業の営業許可に関して意見を求められたものでございます。

15号議案の3枚目、4枚目をご覧ください。14号議案の物件とほぼ近接しているところで、申請者も14号議案と全く同じでございます。こちらのほうも名義変更ということで14号議案と全く同様ということでございます。

どちらの議案の意見照会につきましても、根岸小学校長、根岸幼稚園長ともに、新たな旅館業ができるということは望ましいことでないが、名義変更による許可申請ということであり、教育上、既存の建物をこれまでと変わらず利用するというのであれば、園児・児童の特段の支障はないと思われる。申請者に対しては、周辺地域に協力するとともに、本校児童の教育環境に十分な配慮をお願いするというものでございます。

これを受け、14号議案、15号議案ともに議案の2枚目のところにある意見（案）のように回答したいと存じますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

この地図の根岸小学校の脇に四角で囲ってある部分がどのような施設であるかは、今回、この案件でわかるでしょうか。

○庶務課長 根岸小学校、根岸幼稚園の校舎そのものには110メートルの円がかかってこないのですが、この黒く囲んだ部分でございますけれども、これは根岸小学校の敷地ということで、この敷地に110メートルの円がかかってくるということで、今回の意見聴取になったものでございます。

○高森委員長 区有地ということですね。

○庶務課長 学校の敷地でございますので、区有地というご理解で結構でございます。

○和田教育長 今現在の利用状況は。

○庶務課長 今現在は少し植え込みがあったり、根岸幼稚園が植栽活動などで使っております。ただ、竹なども生えているようなエリアでございます。

○高森委員長 他にございますか。

(なし)

○高森委員長 それでは、これより採決をいたします。本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第14号議案及び第15号議案については原案どおり決定いたしました。

## (日程第2 教育長報告)

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 アイウエ

○高森委員長 次に、日程第2、教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いいたします。

初めに庶務課のアからエについて、庶務課長、説明をお願いします。

**○庶務課長** まず、アの平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

概要版でご説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、毎年、教育に関する事務の管理、執行状況について、自己点検と評価を行っております。今年度の報告書を作成いたしましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

まず、項番1の点検及び評価の方法でございます。今回報告の対象となるのは、平成25年度に取り組んだ事業でございます。なお、平成25年3月に新たな行動計画として「学びのキャンパス台東アクションプラン」が策定されました。25年度の事業は、それに基づいて行われておりますことも踏まえて、本年度の点検・評価からは教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけられております「学びのキャンパス台東アクションプラン」及び「生涯学習推進プラン」に基づき点検及び評価を実施してございます。

また、報告書を作成するに当たりましては、区の事務事業評価シートも活用してございます。

対象となる施策につきましては、「学びのキャンパス台東アクションプラン」及び「生涯学習推進プラン」の各施策の中から資料にありますように、それぞれ二つずつ計四つの施策を選択し、点検・評価を行ったところでございます。

また、本制度は学識経験を有する方々の知見の活用を図ることとされておりますので、寛永寺長騰の浦井先生、東京聖栄大学教授の有村先生、常葉大学教職大学院教授の小松先生からご意見をいただきました。

次に、項番2の点検及び評価の結果でございます。

まず、体験的な活動を通じた健やかな体づくりの推進でございます。

事業の実績やコストにつきましては、どの事業におきましても全体としては概ね順調に実施されておりますが、事業によっては準備作業等で人的な負担が大きく、改善が必要な問題もあること。さらに、幼児期の自然体験では、雨天中止にするのではなく、延期して実施できるような体制をつくる必要があるということで、総合評価としては、一部課題があるとしてB評価とさせていただきます。

この施策に関する学識経験者の主なご意見といたしましては、体力、健康、自然、食育、安全、防災をキーワードにした具体的な施策が数年来継続的に実施されていることを積極的に評価したいというものがあります。

その一方で、現状に甘んじることなく、さらなる発展を期待して、特に自然体験の拡充を願う、また、幼児や小学校低学年等による上野公園及び精華公園等の活用が内容的、回数的にもう一步積極的であってほしいというなどのご意見をいただいたところでございます。

次に、将来への夢と希望を育むこころざしの育成についてでございます。

中学校の英語発表会などで一部改善すべき事項もあるが、こころざし教育の推進、異文化に対する理解、国際社会に貢献できる人材の育成、切磋琢磨する機会、武道の授業など、各事業とも施策の執行状況は概ねに順調に推移しているということで、総合評価としてはA評価とさせていただきます。

この施策に関します学識経験者の主なご意見といたしましては、国際理解重点教育については、研修もよく行われているようで素晴らしいというご意見がございました。

また、上野公園を舞台にした世界的な文化や芸術、また台東区独自の下町文化などを区内の子供たちが日常的に出会い・それに学ぶ、この営みは子供の心、こころざしを直接に刺激し、その内的エネルギーを引き出すことに外ならない。台東区にしかできない教育活動であり、未来の人間力への投資であると考えerというようご意見をいただいたところでございます。

次に、生涯学習の基礎を養うについてでございます。

「家庭教育の充実」事業、「社会教育の充実」事業、「家庭・学校・地域の連携」事業は、例えば、生涯学習施設の経年劣化による計画的な修繕等の課題はあるものの、それぞれの事業とも概ね順調に推移しているということで、総合評価としてはA評価とさせていただきます。

この施策に関しまして学識経験者の主なご意見といたしましては、地域社会全体で子育てに携わることは、江戸時代以来の日本の特性であって、この風習は戦後失われつつある。現在でも比較的良好にこの風習が残っている台東区で、ぜひこれを学校-家庭-地域社会というもの全体で生かしていきたい。さらに可能であれば、3世代の同居が望ましい。少子化の中、子供は親に監視されて叱られても逃げ場がないのである。祖父母の存在は大切なのであるというご意見がありました。

次に、あらゆる世代の多様な学習を振興するについてでございます。

今後、継続的に発展させていくためには、課題に取り組んでいく必要があるが、全体的には順調に推進してきているということでございますので、総合評価としてはB評価とさせていただきます。

学識経験者の主なご意見といたしましては、大人（中高年）の「学び直し」の方策は極めて大切なことである。中高年には新しい生きがいを見つけてもらうことが大切であるというようご意見をいただいております。

そのほかにも、今日の社会はダイバーシティの思考が不可欠な時代でありまして、人的・物的・価値的な多様性を積極的に受容し、そこでの学びの価値を共通資本として自らの生き方と社会全体の成長に生かすことが求められる。その学びの価値を区民全体が共有し合うことが本施策の本質的な具現化に資するものである。特に台東区の場合、ここに〈粋の文化〉が根付いているものとうれしく思うというようご意見がございました。

アのご説明は以上でございます。

次にイの、子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園の保育料についてご説明を

させていただきます。資料は2でございます。

子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園の保育料につきましては、昨年9月の本委員会定例会で基本的に現在の区内7園の私立幼稚園の平均的な月額保育料から現行、国、都、それから区から支給されている補助金額を差し引いた額をベースにして保育料の設定としたい。

その理由としては、新制度に移行する園にお子さんを通わせている保護者の負担と新制度に移行しない園にお子さんを通わせている保護者の負担の実質的な均衡を図る。それから、私立幼稚園の場合は、広域利用ということで、ほかの区のお子さんも結構入園されているということで、ほかの区との均衡を図るということで、ほかの区も国が示した基本的な形を踏襲していくというところがほとんどでございますので、そのような方向性で保育料設定をしていきたいということでご了解をいただいたところでございます。

その基本的な考え方に、直近のところでは、文部科学省から非課税世帯の保育料をもっと下げるようにしましょうというようなことがありましたので、その金額も項番2の保育料の網掛けの部分になりますけれども、そのところで反映をさせていただきますので、そういったことを含めて、項番2の保育料（案）の中の右から3番目の欄になりますけれども、保護者の実負担額、これを保育料の案としたいというものでございます。

資料の裏面をご覧くださいと思います。

黒丸の1でございますが、多子世帯への軽減でございます。同一世帯に小学校3年生までのお子さんが2人以上いる場合で、最年長のお子さんを第1子、その下の子を第2子、第3子と数え、第2子は半額、第3子以降は無料というように多子世帯への軽減を図るものでございます。この点は区立幼稚園のケースと同様でございます。

黒丸の2でございますけれども、これは月額の保育料の負担というところになりますので、園によっては、この保育料のほかに給食費、通園バス代などの実費徴収や法定価格を上回るような施設整備費、職員配置などを、いわゆる質の向上に関わるような部分での特定負担額等の上乗せ徴収が園それぞれで生じることがございます。

項番3の今後の予定でございますが、今後、政策会議、子育て支援特別委員会等を経まして、2月中旬から区のホームページで周知をいたしまして、3月の教育委員会で規則制定のご協議をお願いしたいと考えているところでございます。

私立幼稚園の保育料のご説明については以上でございます。

次に、庶務課のウになります。ワンダーアートプロダクションが実施する事業に対する後援についてでございます。資料は3をご覧ください。

主催者はワンダーアートプロダクション、所在地は千代田区外神田でございます。代表者が高橋雅子さんという方でございまして、事業の内容は「見る・聴く・参加する？親子で楽しむ『ノッポさん!』（仮）」という題名でございます。

実施日は3月7日の土曜日でございます。実施場所が東京都美術館の講堂ということで、小学生と保護者を対象としているものでございます。

事業の目的でございますが、子供の情操教育の一環として、芸術に触れて、子供の感性や創造力や知的好奇心を育てていくというものでございます。

ノッポさんというのはNHKの子供向けの番組に出ていたノッポさんということでございます。

事業の内容、収支予算書、それから、これまでの事業報告書につきましては、後ろのほうに資料をつけてございますので、ご参照いただきたいと思います。

後援名義の申請についてのご説明は以上でございます。

次に、エの寄附物品の受領についてでございます。資料は4をご覧ください。

1月22日付で千葉県我孫子市在住の山崎輝子様から柏葉中学校に備品として、美術品、革工芸品になりますけれども、資料にあるような規格と単価、数量のものをいただいております。作品につきましては、後ろのほうに白黒でございますが、写真をつけてございます。

この山崎様と柏葉中学校の関係でございますが、人権教育の関係で革工芸ということで山崎さんが柏葉中にご指導していただいたということがご縁で、今回のご寄附の贈呈になったというところでございます。

以上、ご説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご了承いただけるようお願いいたします。

**○高森委員長** では、ただいまの説明につきまして、まず協議事項、庶務課のアについて何かご質問はございませんか。

**○垣内委員** 2点確認です。平成20年からずっとやっていらっしゃるということなので、これまでやったものがどのように活かされているのかということ、概略で結構ですので、教えていただきたいと思います。

それから、生涯学習センターの老朽化の話が出ていますけれども、これはおそらく、台東区の公の施設に関する修繕計画のようなものがあるかと思いますが、それがどうなっているのか、この2点をよろしくお願いいたします。

**○庶務課長** まず、これまでの報告書の活用ということでございますけれども、毎年、資料にあるようなご意見をいただいておりますので、今後の施策にすぐに反映できる部分と、ある程度時間をかけてさまざまな課題を研究していかなければいけない部分というのがございます。その辺りの整理をした上で、各所管で改善が図れるもの、あるいは、ある程度、課題整理等をしながら、将来へ向けて検討していくものというようなことで教育委員会としても活用をしているところでございます。

それから生涯学習センターの老朽化についてでございますけれども、垣内委員がおっしゃいましたように、区でも区有施設の経年劣化による改修を年次計画を立てて進めているところでございます。そのために施設白書というような施設の維持管理の計画書を区長部局でも作成してございまして、それに基づいて進めているところでございます。ただ、このような学識経験者からの指摘があったということは、当然、所管でも把握してございま

すので、庁内の関係部局に、こういった指摘を受けたのでできるだけ早く改善を図りたいということは要望しているという、そういう状況でございます。

○高森委員長 学識経験者の方々というのは、この事業のためにご意見をいただいたということでしょうか。

○庶務課長 学識経験者の方々につきましては、どのような方々でなければいけないという、そういう定めはございませんけれども、教育委員会にさまざまなアドバイスをいただけるような方々として、教育懇話会というものがございまして、そこにご参加いただいている学識経験者の方々を中心にご依頼をしているところでございます。

○高森委員長 施策名の「将来への夢と希望を育むこころざしの育成」の部分で、添付資料の12ページの課題のところ「こころざし教育アドバイザー」の活用、ほかの部分にも、ラジオ体操の後継者が不足している、後ろのほうにも青少年育成者会の課題ということで、人材の確保が難しいというところなど幾つかあり、人的な部分で幾つか課題になっているところが見受けられたのですが、人材確保だとか後継者の育成だとか、そういった部分はどのようにお考えになっているのでしょうか。改善しなければいけないということですよ、評価されていることですから。

○生涯学習課長 台東区青少年指導者育成者会ということで、青少年委員さんや、PTAの方、もちろん、少年リーダー研修会の修了生の方々等で構成をしております。ある種、今までは充て職といいますか、その役になると、必ず入っていただくということでした。それは意思が十分ない人も入っていただくということで、悪い面もあるかもしれませんが、今まで知らなかった人がその役におなりになったことで、それを聞いて、中身を知って、また、関心のある方は協力してくださるといふよい面もありました。

今はそういった意味で入り口が少し狭ばまっている部分がございますので、また、改めて、そういった仕組みにしようかというようなことと、また、研修生として活動に参加していただいている方の保護者の方にも関心のある方もいらっしゃるでしょうから、そういう方にも呼びかけをしてはどうかというようなことで検討を進めさせていただいているところでございます。

○高森委員長 こころざし教育アドバイザーというのは、どのような方でしょうか。

○教育支援館長 こころざし教育アドバイザーとしては、本区の忍岡中学校で退職された内藤校長先生が、このアドバイザーになっていただいております。実際にはアドバイザーということですので、常勤ではないのですが、月に6回程度勤務をしていただき、小学校、中学校の求めに応じて講師という形で行っていただいております。その回数では足りないくらいに学校からの求めはあります。

内藤先生は、「こころざし高く」の副読本の編纂のときから深く関わっていただいておりますので、本区のこころざし教育についてはよくご存じの方ですので、それぞれの学校で教職員も含めて周知を図っているところですが、後継者やリーダーなどというような育成についても、来年度以降も教育委員会が中心になって取り組んでいかなければなら

ないと認識しているところがございます。

○高森委員長 内藤幹夫先生は、私も存じ上げておりますけれども、退職されてからずいぶん経ちますが、アドバイザーに関しての任期はあるのですか。

○教育支援館長 特に任期はなく、単年度でご本人の希望とこちらの体制で、そのような形でやっていただいております。今後もぜひ、台東区のためになるならやっていきたいというようなご本人のお考えもお聞きしているところです。

○高森委員長 冊子の12ページにある課題の部分ですが、デンマーク派遣のことが少し載っています。発表する会場の選定や時間、実施方法の検討が必要だということですがけれども、当然、何日もやるわけにはいかないと思います。たとえば発表会にあたりケーブルテレビに取材を依頼してはいかがでしょうか。

○指導課長 特にケーブルテレビへの依頼はしておりません。

○高森委員長 ケーブルテレビであれば、何度も繰り返し放送されるので、その様子が、参加できなかった人たちの目にもとまるのかなという気がしたものですから。

○指導課長 今のご指摘を参考にしながら、実際に見ていただく機会を増やすためにも、来年度につきましては、前向きに検討をしていきたいと思っております。

○高森委員長 特に小学生は啓発されることが多いと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

それから、13ページの執行状況の評価の①番のところに、中学校における武道の授業について記載されていますが、いよいよ今期からスタートしたわけですね。一方で、ダンスはどうなっているのでしょうか。

○指導課長 ダンスにつきましても表現活動の一つということで、指導をしてございます。

○高森委員長 ダンスに関しての課題はないでしょうか。

○和田教育長 ダンスをこころざし教育と捉えているかどうかというお尋ねも含めてのことでしょうか。

○高森委員長 そこまでではないですけれども、武道は確かにこころざしというところに入るので、そういった意味ではダンスが抜けているのはおかしいかなと思いました。

○指導課長 通常の授業の指導内容の範囲では適正に指導しておりますけれども、捉え方としてこころざし教育の枠の中には今のところはいっていないという認識で進めてきたところがあるかと思っております。指導はしっかりとしてございます。

○和田教育長 31ページの一番上の(3)の議案審議の状況等で、これはどういうものをもって件数に数えているのでしょうか。例えば下から2番目で、「教科書採択に関すること」ということで、これは教科書採択が1回ありましたという意味で1件なのか、具体的なカウントの仕方を教えてください。

○庶務課長 31ページの一番上、(3)議案審議の状況等ということで、各項目に対する件数を出してございますけれども、当然、それぞれの項目に関して、同じ内容に関連することが何本も出てくる場合がございますので、例えば、それを同じ類型、同じ内容のことに

については一つのものというようにカウントしてまとめているところがございます。

○高森委員長 学識経験者による意見が同じように幾つか出ていますけれども、自然体験の拡充という問題は非常に喫緊の課題かなという思いがしました。どうしても都会の学校では、なかなか自然体験をする機会が少ないということで、遠足も当然雨で中止になったりすれば、機会が一つ失われてしまうということになります。

具体的にここには精華公園、上野公園の活用も必要だということですが、私の認識では比較的活用して下さっているかなと思いますが、この評価に対しての逆のコメントはありますか。

○指導課長 台東区の子供たちは、自然に触れ合う機会が少ないとのことですが、公園など整備されたところもございます。学習教材としても大変参考になるような場所もございます。私も、そういった意味では、活用についてはかなりできているほうかなと思ってございます。

ただ、学校による温度差もあるかと思えますし、ここにもご指摘をいただいておりますが、中止にしたりというような事例もあったということがございますので、機会を見つけて、ご指摘があったということについては現場に伝えて、来年度の取組みについてさらに充実させたいと思っております。

○庶務課長 補足ですが、精華公園につきましては、実はビオトープを設置してございまして、そのビオトープを調査するというような取組みも行っております。ただ、そういった自然環境で勉強できるような機能をせっかく設けているので、それをもっと活用したらいかかということもあります。それから、区全体を学びのキャンパスとしてやっという考え方もございますので、そういったところをもっともったほかの区にはない貴重な財産として積極的に取り入れたほうが良いというようなお話を直接学識経験者の方々から聞いたところでございます。

○高森委員長 精華公園は蔵前小学校を工事するにあたって影響はありますか。

○庶務課長 蔵前小学校の改築につきましては、当初、仮校舎の場所をどこにするかということがあり、精華公園もその検討候補になりました。ただ、ビオトープもあり、防災時の敷設されているいろいろな機能もあるということもございまして、精華公園については蔵前小学校の改築関係とは、今のところ影響はないような状況でございます。

○高森委員長 工事車両も入らないようになりますか。

○庶務課長 はい、そのようになります。

○高森委員長 金竜小学校にもビオトープがありますが、金竜小学校しか使えないのでしょうか。

○庶務課長 学校の敷地の中ですので、通常の公園のようにどなたでもということは想定しておりません。例えば、ほかの小学校や中学校、あるいは幼稚園、保育園の方々が見学をしたい、見たいということであれば、学校の教育活動や行事に差し支えない範囲で、たくさんの方々に体験してもらうようなことはしていこうというところでございます。

○高森委員長 実際にはまだそういった利用の仕方はされていないということですか。

○庶務課長 例えば、近所の保育園が金竜小学校のビオトープを見学に行き、実際に土に触るといような体験をしているということはございます。

○高森委員長 限られた財産をうまく活用しないともったいないですからね。

○和田教育長 今のご指摘に関連してですが、体験的な活動をするには、やはり学校や園から外に出る機会がどうしても重要になってくると思います。指導課長や教育改革担当課長は、他の区で校長としての経験がありますが、他区に比べて台東区の場合には外に出ていく回数、あるいは出ていける条件等については、どのような状況だと思いますか。

○指導課長 台東区は、日本を代表する文化施設がたくさんあると思います。また、その活用については、全て調べたわけではありませんが、23区の中でもトップクラスの活用状況だと思います。学校に伺っているいろいろな話を聞くのですが、毎月どこかに行っているといような状況もございます。また、それだけの価値があるというようにも認識してございます。

引き続き、このすばらしい環境をぜひ活かしていきたいと思っております。

○教育改革担当課長 私は中学校の校長の立場から話させていただきますと、中1、中2の段階で校外学習として、都内めぐりを行うのですが、必ず上野の森、あるいは雷門、浅草などで体験学習をして、また別な地域にという、そういうような状況でした。

それから、職場体験も中学校2年生が必修で行っておりますけれども、台東区の地域は、協力してくれる業者、企業がとても多く、職場体験先が足りないといような話は聞いたことがございませんので、やはりトップクラスだと、私も感じているところでございます。

○和田教育長 小学校、中学校も含めて、学校の外に出るとい活動が、先生方にとって負担になっている部分もあるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○指導課長 例えば、小学校低学年などは安全確保のために保護者の方にご協力をいただいたり、あるいは教員もプラスアルファして引率をするなど負担は少なくないと思います。

ただ、教育効果といところで比較したときには、子供の目が輝いている姿、帰ってきたときの感想文の書きぶり、それについては教室だけでやるものとは全く違いますので、そのあたりのバランスを考えながら、積極的に活用しているとい状況だとは思っています。繰返しになりますが、教育効果は確かに上がっていると認識してございます。

○樋口委員 上野公園付近をたまに歩くと、台東区の子供よりも、ほかの学校が来ていることが多い印象を受けます。情報の出し方として、このぐらい課外活動をして、その対象が上野公園であり、図書館であり、実際にやっていますといのは言っておいたほうがいいと思います。

○和田教育長 これまで点検・評価をしたテーマと、今回のテーマでの評価について、AがBになった、あるいはBがAになったなど、そういうものはありますか。

○高森委員長 関連して、21ページの4番の項目の事務事業評価の結果の部分について、今後の方向性のところに、維持、拡大、改善とありますが、その中で改善となっている、

あわ野山荘、ラーニングスクエアは、こういった部分で改善が必要だということになるのでしょうか。利用されていないからでしょうか。

○学務課長 あわ野山荘は社会教育施設として、より多く利用していただきたいということで、PR等々も取り組んでいくという意味での評価でございます。

○高森委員長 利用者が少ないということに関してですか。

○学務課長 はい、その部分です。

○生涯学習課長 ラーニングスクエアに関しては、社会教育館、社会教育センター等で実施しております地域館で実施している事業、そのほかに数年前にいろいろな事業がラーニングスクエアに入りまして、パソコン講座などもここに入ったところです。いつか、パソコン講座は倍率が何十倍にもなっておりましたが、現在はそれが浸透してきたということで、その内容について、改めて検討しようということになっております。そういった意味で改善という評価にさせていただいたところです。

○高森委員長 パソコンは定着してきたということでしょうか。

○生涯学習課長 そうです。それから、そういったようなところから自主グループができ、パソコン相談会ということもやっております、個々の相談事に対応してくれる機会などもできましたので、総合的に考えていきたいと考えてございます。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 次に、協議事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんでしょうか。

○和田教育長 この金額が区内の私立幼稚園についても適用されていくということになるのですか。

○庶務課長 これまで私立幼稚園は、自分の園で独自に保育料を設定し、園児を募集していました。新制度に移行する場合は、市区町村が保護者への国、都、区が給付をする、そういった給付を法定代理受理をして、園に支払っていくというような仕組みに変わるものですから、新制度の給付型施設のタイプに移行する場合には、区で保育料を定めなさいということになっています。

ただし、これまでも私立幼稚園の状況をご説明させていただいたように、区内七つの私立幼稚園で、この新制度に移行するという意向を示している園は、今のところございません。また、東京都全体でも13%ほどしか意向は示してございません。

それはなぜかといいますと、一つには、新制度に移行した場合の公的支援の額がこれまでの私学助成の支援額よりも明確に上回って、経営的にメリットがあるというようなイメージが見えてこないということが一つございます。

それから、もう一つが、新制度に移行しますと、例えば、区から利用調整ということで、この園児が入園を希望されてるので受けていただけませんかというような利用調整を受けることとなります。そうなりますと、これまで私立幼稚園は独自の基準で園児を受け入れ

ていたものが、必ずしもそうではなくなるというような、建学の独自性などのところがどうなっていくのだろうかということで、まだ不確定要素が多いということで、私立幼稚園は足踏みをされているというところがございます。

そのような状況の中で、保育料設定をするというのは、先ほど申し上げたような考え方、今現在、私立幼稚園の保護者の実質的負担というのは、園の保育料をお支払いいただいて、その後で区から所得区分に応じて国、都、区からの保育料補助ということで補助金を支出しているというのが、この表になってまいります。新制度に移行した場合でも、移行しない園の保護者と実質的な負担が同じになるような設定ということで設定させていただいたところがございます。

所得区分をもとに、今現在出ている補助金を控除して設定をすれば、新制度に移行した園と移行しない園の保護者の実質的な負担にそれほど大きな開きはないだろうということでの保育料設定とさせていただいております。

広域利用ということがあると申しましたけれども、ほかの区でも当然、私立幼稚園がどのくらいの数あるかということも影響してまいります。これもやはり国が子ども・子育て支援新制度、この近々の中で打ち出してきた考えなので、なかなかすぐ積極的に移行しようという状況にはなっていないというところがございます。

そういったことを踏まえて、現行の実質的な保育料負担と水準的には同じになるように補助金の区分をもとに設定をさせていただいたという経緯でございます。

○高森委員長 資料2の表の一番右側にある区立幼稚園保育料というのは、新制度の額ということですね。

○庶務課長 新制度の額になりますが、区立幼稚園の場合は、ここに本則と書いてございますが、来年度はこの半分の額、平成28年度にこの額にしますということで、2年間かけてこの額にしてまいりますので、本則の額と平成27年度からの移行する私立幼稚園の額ということで比較をさせていただきました。

ちなみに、今現在、区外の私立幼稚園で新制度に移行する園にお一人通うということがわかっておりますので、この対象になるのは、今現在ではお一人という状況でございます。

ただし、来年度になると移行する区外の園も増えてくる可能性がありますので、そういったことも加味して、先ほどの来年度予算の歳入歳出の中には5人分程度を想定して歳入歳出ともに計上させていただいているところがございます。

○末廣委員 この資料の保育料は、案として出ていますが、これは区議会において正式に決まるということですか。

○庶務課長 今後の予定にも書いてございますけれども、来月の9日に子育て支援特別委員会がございまして、そこにお諮りして、ご了承いただいて、本会議を経て正式に決定するというステップを想定してございます。

○末廣委員 平成27年度の4月からという予定ですか。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○高森委員長 課税区分のCの部分が、公立の場合は随分とフレキシブルに所得に応じて配分されているようですが、私立は一律3,600円を案として考えていらっしゃるのでしょうか。

○庶務課長 そのとおりです。なぜかと申しますと、幼児教育をめぐるまはては、文部科学省が幼児教育の無償化という看板を掲げており、財務省との綱引きの中で、なかなか予算措置がされないというところはございます。ただ、幼稚園部分の国からの公費負担ということについては、今後かなり流動的な要素もございますので、新制度との関係で、今後、短いスパンの中で変動要素が大きいかないということもございます。そのために、このような補助金額の交付区分で、私立幼稚園には設定をさせていただいております。また、国や都で大きな動きがあれば、それを反映した保育料設定を適宜考えていきたいと思っております。

○高森委員長 それほど該当する例が少ない可能性があるわけですからね。

参考までにお聞きしたいのですが、公立の保育料において、世帯ごとで収入によって違うと思いますが、どのようにして園費を支払うのですか。引き落としですか。

○事務局副参事 公立幼稚園、公立保育園・こども園の納付分につきましては、現在、銀行口座からの引き落としを保護者様から依頼を受けて行っているところでございます。どうしても口座の引き落としができない方につきましては、納付書による納付をお願いしているところでございます。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、次に庶務課のウについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、次に庶務課のエについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 備品で、見積価格ということで入っておりますが、備品の場合、何か減価償却などはあるのでしょうか。

○庶務課長 通常は機器類などの備品は当然、減価償却がありますが、美術品については減価償却というのはとっていないところでございます。

ちなみに、この作品は見積額が100万円ということになっておりますけれども、この辺りはお寄付をいただいた方の自己申告の額をそのまま計上させていただいているというところがございますので、毎年、その都度、鑑定にかけるといようなことは今のところございません。

○垣内委員 寄付にあたって何か条件はあるのでしょうか。つまり、柏葉中学校で何らかの理由で展示しなくなったときはお返しするとか、展示することが条件であるとか。そうではなく、基本的に処分も含めて自由にできるような形でご寄付いただくということでしょうか。

○庶務課長 本来、美術品ということであれば、例えば温度、湿度、照明などまでケアを

して展示するということが必要になりますけれども、学校施設でそこまでのことをするのは大変厳しいこととございます。そのため、ご寄付をいただく方々には、校内で大事に鑑賞・保存をさせていただきますけれども、そういった環境でもよろしいかというようなことで確認をとった上でご寄付をいただいているというのが実情でございます。

○末廣委員 寄付者の山崎さんと柏葉中学校はどういった関係でしたか。

○指導課長 柏葉中学校は、人権尊重教育の推進校を毎年受けておりまして、さまざまな教材にチャレンジをしている中で、皮革産業をテーマに掲げたいという校長の経営方針がありました。それでさまざまなご協力をいただく中で、山崎先生にご指導をいただいていたところで、おそらく、そこで学校との関係ができたのかなと思います。

○高森委員長 今年も研究発表もそのようなテーマでの授業がありましたね。

○指導課長 そうです。

○高森委員長 ほかにいかがでしょう。

(なし)

○高森委員長 それでは、庶務課のアからエについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 生涯学習課 オカ

○高森委員長 次に、生涯学習課オ及びカについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 まず、公益財団法人JR東海生涯学習財団が実施をいたします上野恩賜公園写生教室に対する教育委員会の後援につきましてご説明申し上げます。資料5をご覧ください。

公益財団法人JR東海生涯学習財団は、神奈川県葉山町にあります山口蓬春記念館の運営及び生涯学習事業の普及を目的として設立されたものでございます。

今回の事業は、四季折々の自然の中で自由にスケッチを楽しむ写生教室を5月31日の日曜日に上野公園で行うものでございます。

区民の生涯学習の振興に寄与するという観点から、本件後援につきまして、よろしくご協議の上、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、資料6をご覧ください。

本件は平成26年4月11日開催の第4回教育委員会定例会におきましてご協議をいただきました平成26年度台東区区民文化財台帳登載及び指定について、このたび、教育委員会の諮問機関でございます台東区文化財保護審議会から、台東区指定有形文化財として2件、台東区区民文化財台帳に7件を登載する答申があったものでございます。

まず、指定有形文化財でございます。

工芸品として、宗教法人浅草寺が所有しております銅鐘でございます。区内の寺院が所

蔵する唯一の中世鐘でございます、中世の鋳物師の活動や鋳造技術を知る上で貴重な遺品でございます。

次に、考古資料として台東区教育委員会が所有いたします、入谷遺跡出土入谷土器生産関係資料、附施釉土器一括でございます。

本資料一括は、中に製品として『新編武蔵風土記稿』に言う「入谷土器」に相当すると考えられる資料がございます、さらに、多種多様な未成品や類例の無いような土製品が出土しており、入谷土器の生産に関係する資料として貴重でございます。

続きまして、区民文化財台帳登載でございます。

彫刻として、宗教法人光明寺が所有しております、木造阿弥陀如来坐像でございます。

本像は、面相や体部の造形から平安時代後期の制作と考えられ、区内に現存する定朝様式の阿弥陀像のひとつとして貴重でございます。

次に、古文書として、宗教法人浅草寺が所有しております、徳川将軍家朱印状でございます

本朱印状は、浅草寺が徳川将軍家より寺領の安堵を証されたものでございます。朱印状の正文が現在まで伝えられている事例は少なく、区内においては他例が知られていないことから、浅草寺や台東区の歴史を伝える資料として重要でございます。

同じく古文書として台東区教育委員会が所有いたします、諸願伺届扣（感応寺旧蔵）でございます。

本資料は、明治7年から36年にかけて日蓮宗感応寺が東京府や下谷区などに提出した文書約120点の控でございます。明治時代の感応寺を中心とする地域資料として貴重でございます。

次に、考古資料として台東区教育委員会が所有いたします、豊住町遺跡出土資料一括でございます。

本資料は、区内では類例のない縄文時代の石匙、近世寺院関係資料として出土例が少く、状態のよい位牌、近世の多様な陶磁器類や木製品、金属製品が見られるなど、貴重でございます。

次に、歴史資料として宗教法人慶養寺が所有しております、谷素外寿碑でございます。

本寿碑は、江戸談林派の宗匠として活躍した素外の伝記に関する基本資料であり、江戸談林派の活動を示す貴重な歴史資料でございます。

同じく歴史資料として、宗教法人慶養寺が所有しております、谷素外墓碑でございます。

本墓碑は、寿碑と並んで同寺境内に保存されており、素外を中心とした江戸談林派に関する貴重な資料でございます。

同じく歴史資料として宗教法人浅草寺が所有しております、浅草寺棟札でございます。

本棟札は、江戸時代から近代にかけての棟札20点が伝来しており、本堂や五重塔等浅草寺の境内内外の諸堂舎の再建や修営に際して作成されたものでございます。浅草寺の歴史の一端を知る上でも貴重でございます。

以上の文化財台帳登載及び指定により台東区区民文化財台帳登載数は207件、そのうち指定文化財は56件を数えることとなりました。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、生涯学習課のオについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、次に、協議事項、生涯学習課のカについて、何かご質問はございませんでしょうか。

○垣内委員 とても大事なものだと思いますけれども、例えば、有形文化財の浅草寺の棟札などを生涯学習センターなどで展示して、一般の方に見ていただくというような活用などは出来るのでしょうか。可動文化財の場合はどのような活用をお考えでしょうか。

○生涯学習課長 公開については、なるべく見せていただくようお願いをするというところがございます。浅草寺の棟札につきましては、かなり貴重なものがございます、指定したものにつきまして、私どもは冊子を作成して報告書にまとめますので、そういったものでご覧いただければと存じます。

○垣内委員 インターネット等ではいかがでしょうか。

○生涯学習課長 一部はインターネットでご覧いただくことができますが、詳しいものまでは公開しておりません。概要につきましてはホームページでご覧いただける状況になっております。

○垣内委員 ぜひ、大切なお宝なので、いろいろな方に見ていただくように公開にも力を入れていただければと思います。

○生涯学習課長 報告書ができたところで、教育委員の皆様にはご覧いただく機会を設けたいと思います。

○高森委員長 土器なども随分と出土していますけれども、これを報告書にまとめるときに、作業していただくのは教育委員会の方々なのか、文化財保護の方々か、外部の大学の方々なのか、いかがでしょうか。

○生涯学習課長 埋蔵文化財につきましては調査会社がありますので、一定のものにつきましては調査会社で報告書にまとめていただきます。また、有形のものにつきましては、私どもの調査員が中心となりまして、冊子にまとめ発行するということになっております。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、生涯学習課のオ及びカについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 青少年・スポーツ課 キク

○高森委員長 次に、青少年・スポーツ課のキ及びクについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、キのシュートボクシング協会が実施する事業に対する後援についてご説明させていただきます。資料7をご覧ください。

シュートボクシング協会より協会主催のシュートボクシング体験セミナーについて、後援名義使用申請がございました。

本件は、シュートボクシングという格闘スポーツを通じて、小中学生の健全育成及び地域社会への貢献を目的としております。

2月7日土曜日に浅草小学校体育館で開催され、セミナーの中では事務に通う浅草小学校の児童によるデモンストレーションも行われます。

本団体は活動理念として、礼節を重んじ、健全な精神と肉体を養うとしております。本件も区民スポーツの振興や子供たちの健全育成に寄与すると考えております。

つきましては、教育委員会の後援名義使用を許可いたしたいと考えてところでございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、クの体育施設の事前使用承認についてご説明申し上げます。資料8をご覧ください。

まず、柳北スポーツプラザにつきまして、保健サービス課より、若返り体操広場の会場として、アリーナの事前使用承認申請がございました。

また、台東リバーサイドスポーツセンターにつきまして、台東区サッカー連盟より、サッカー講習会及び総会の会場として、陸上競技場及び体育準備室の使用申請がございました。

また、青少年・スポーツ課の事業として、姉妹区親善スポーツ大会のアーチェリー大会の会場として、弓道場の申請をいたします。

さらに、たなかスポーツプラザにつきまして、たなかクラブの総合型地域スポーツクラブ事業の会場として、また、青少年・スポーツ課のグラウンド開放事業の会場として、体育館、小体育室及びグラウンドの年間使用申請がございました。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしくご協議の上、決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、まず、協議事項、青少年・スポーツ課のキについて、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 シュートボクシングとは、どのようなスポーツなのでしょうか。

○和田教育長 私は見たことがありまして、キックボクシングに非常に似ている競技で、なおかつ、キックボクシングにはない投技なども認められているというものです。最終的

にはダウンをしたほうが負けということですが、非常に躍動感のあるスポーツでございます。台東区の中学生、高校生などがこちらのジムに通って練習をして、中には二十歳くらいのおときに、全日本チャンピオンになったこともあるような少年もいたようでございます。

申請者のシーザー武志さんも非常に熱心にやっつけらっしゃる方で、台東区でシュートボクシングを通じて青少年の健全育成に頑張るといようなお話を私は直接伺ったことがあります。

○高森委員長 後援名義使用による効果の欄に、これまで非行、不登校などの少年たちに無償でジムを開放してシュートボクシングを通じて礼節を重んじる指導をしてきたということですが、これは実際にそういった実績があるということでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 そのように聞いています。また、この事業は今回初めて後援名義使用の申請をいただきましたが、昨年の6月にも浅草小学校でデモンストレーション等を実施するなど実績もあるということで、今回、後援名義を使用したいというご申請をいただいたところでございます。

○高森委員長 非行、不登校などの少年たちにこのシュートボクシングを通じて何を指導したいのか、礼節を重んじる指導なのか、居場所づくりをしてあげている、そのようなことなのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 学校になかなか通いにくい子供たちにジムに来てもらって、いろいろな交流やお話をしたりしていると聞いております。

○高森委員長 居場所づくりという意味でもなされているということですね。

○末廣委員 事務局の方では、非行少年などに関して何か活動をしてきた方はいるのでしょうか。

○和田教育長 学校で紹介をしているということは一切ありません。お知り合い同士、近所の大人の方、あるいは、このことに関わっていらっしゃる方が、こういう少年がいるということを聞くと、親御さんにお話をし、ご了解をいただいて、このジムに参加なさっていることはあるようです。

○末廣委員 この活動そのものは非常に意義のある活動だと思います。非行に走った少年を更生させるというのは難しいところがありますし、このような厳しいスポーツをすることで不登校が解消するなどの期待をしていると思いますが、実際に効果が出ているという報告は聞いていますか。

○青少年・スポーツ課長 そこまではお聞きしていないところでございます。

○高森委員長 去年は浅草小学校の参加者はいたのですか。

○青少年・スポーツ課長 参加者については、後援名義の申請していない関係で把握はしておりませんが、昨年の5月31日にチランにあるようなことを行ったということですか。

○高森委員長 当然、こういった事業を行う場合は、事故などに備えて傷害保険などに加入するのですが、保険料については、この団体が任意で払うのでしょうか。それとも参加者が払うのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 その点については把握しておりません。

○高森委員長 収支予算の中には、項目がないですね。

○青少年・スポーツ課長 確認させていただきたいと思います。

○高森委員長 お願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、次に、協議事項、青少年・スポーツ課のクについて、何かご質問はいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは青少年・スポーツ課キ及びクについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 イウ

○高森委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局、各課ごとに報告をお願いします。初めに庶務課のイ及びウについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 まず、イの平成27年度教育委員会及び連合校園長会の日程について、資料10に基づきましてご説明させていただきます。

先ほど、教育委員会制度の改正のところでも少し触れさせていただきましたが、平成27年度から教育委員会の定例会を月2回の開催にさせていただくということで、事前に各委員の方々にもご都合等をお伺いして、この日程、この時間で開催をさせていただきたいと考えてございます。

定例会は基本的には時間が14時、場所が教育委員会室でございますが、網掛けになっているところは、午前中に出前教育委員会や年頭の挨拶などで、場所がいつもと違うところでございます。

それから、右側の欄の連合校園長会につきましては、これは従来と同様に各月に役員会と全体会をそれぞれ1回ずつ行う日程の設定になってございます。

平成27年度の教育委員会・連合校園長会の日程については、以上でございます。

続きまして、ウの後援名義の使用についてでございます。資料は11でございます。

こちらは継続分という取扱でございます。庶務課の取扱分で2件、指導課の取扱分で1件、児童保育課の取扱分で1件でございます。いずれも過去に同内容で後援名義を出している事業でございます。

以上、イとウにつきましてご説明をさせていただきました。よろしくご了承いただ

ればと存じます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 記載漏れかと思いますが、連合校園長会の1月4日は教育委員が出席ということですね。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○高森委員長 来年度は4月14日の全体会と10月19日の全体会、1月4日も出席ですね。

○和田教育長 そういうことです。

○高森委員長 他にございますか。

(なし)

○高森委員長 次に、報告事項、庶務課のウについて、何かご質問はございませんか。

東京大学の事業は、子供たちにはいい機会になると思います。東大生に直接触れ合う機会になるということでは、ぜひ広くPRしていただいて、周知してもらえればと思います。

○末廣委員 全国保育団体合同研究集会というのは、公立も私立も全部集まるのですか。

○児童保育課長 公私立に限らず、広く参加を求めているという事業でございます。

○末廣委員 毎年全国を回っているのですか。

○児童保育課長 昨年度は福岡で大会を開いております。ちなみに40回大会が東京で開かれておりまして、そのときも教育委員会で後援を出させていただいております。

○高森委員長 他にございますか。

(なし)

○高森委員長 それでは、庶務課のイ及びウについては、報告どおり了承願います。

## (2) 学務課 エ

○高森委員長 次に、学務課のエについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、資料12をご覧ください。小児生活習慣病予防健診につきましてご報告いたします。

今年度で7回目の実施となります。

まず、目的としましては、生活習慣病の早期発見や子供たち、保護者に關心、自覚を持っていただいて、生活習慣の見なおしを図ることでございます。

対象としましては、小学校4年生と中学校1年生の希望者でございまして、また、既に受診している子供たちが要医療、または要経過観察などの判定を受けている場合にも受診をしていただいております。

健診場所は、下谷、浅草両医師会の所属している医療機関にご協力いただいております。健診の期間につきましては、7月1日から10月31日まででございます。

健診項目、判定の方法、判定後の指導につきましては、昨年同様、項番5から項番7に記載のとおりでございます。2ページをご覧ください。

先ほど申しあげましたように、要医療、要経過観察という結果になった場合に、要医療の場合は、かかりつけ医等での治療ということになり、要経過観察、要指導の場合には、学校における養護教諭等の指導が具体的な対応になってまいります。

項番8をご覧ください。今年度の結果でございますけれども、受診者は、小学校4年生、中学校1年生の合計で478人、受診率は26.9%、昨年と比較いたしますと、約4%ほどの増加という状況でございます。

結果の判定でございますが、詳しくは後ほどご覧いただきたいと存じますが、傾向といたしましては、小学校4年生の場合、やはり、要医療、要経過観察、要指導という何らかの指導を要する子供たちとそれ以外の子供たちに注目をいたしますと、何らかの指導を要する子供たちが、一番右端の割合を足していきますと、1.7、4.7、33.8というような状況で、合計しますとこの3項目に該当する子供たちが約4割で、これは例年とほぼ変わらない傾向でございました。

中学校でも、今申しあげたような、何らかの指導を要する3項目の合計に着目をいたしますと、やはり、約4割程度ということで、例年と同じような傾向になってございます。

続いて項番9には、受診済みの子供たち、5年生、6年生、また中学校の2年、3年で、要医療、要経過観察の判定を受けた子供たちのその後ということで受診していただいておりますが、対象となる要医療の場合は20名のうち9名が、要経過観察の場合は、対象となるのは55名のうち31名が受けていただいております。

その判定の結果は、太い囲みの中、合計の囲みの中を注目していただきますと、判定が改善したというような子供たちが、小学校も中学校も約6割ということでございまして、半数以上が改善に向かっているというような結果が出ていると見ることができると思います。

6ページの項番10は、7年継続してやっておりますので、今年、中学校1年で受けた子供が小学校4年のときにも受けているということで、この両方を受けた子供たちがどういふふうに推移しているか、その比較をさせていただいているものでございます。

(1)の表にあります、93の方が両方の受診者でございます。

その下の総合判定の表が縦軸が平成23年当時の結果、横軸が今年の結果ということで、例えば、要医療のところを横に見ていただきますと、平成23年当時の要医療の子供たちは、多くは4人の子供たちが要指導以下といたしますか、改善のほうに推移しているというような状況で、それぞれの段で横にご覧いただきますと、どういふ変化をしたかということが見てとれます。全体といたしまして、先ほどと逆に管理不要または正常というようなところの人数に着目をいたしますと、平成23年当時と比較いたしますと、その合計は約10名ほど増えているというようなことで、全体としては改善の方向に向かっているのかなというふうに評価できると考えております。

項番11が自己チェックリストの活用状況で、こちらは希望調査をする段階で、生活習慣について自ら自問自答していただいて、チェックをしていただいておりますが、そこに

食習慣、運動習慣などチェックのついた子供たちに、より勸奨を強くやっているところでございますけれども、そういったところで3項目以上該当があった子供たちの受診の割合というようなことで、右端を見ていただきますと、小学校4年生で約6割、中学校1年で46%と、やはり、チェックしている子供たちは、それなりに自覚を持って受けていただいているというようなことでありますし、また、今後もこういった子供たちに、より強く勸奨していきたいと考えているところでございます。

最後に今後の対応でございますが、今申し上げたように、こういった自己チェックリストの活用状況などに注目しながら、学校を通じて、より勸奨等々を強めてPR等も図っていききたいというふうに思っています。

8ページ以降の内容につきましては、参考資料でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして何かご質問はございませんか。

子供たちにも、当然診断の結果を知らせると思いますが、経過を観察するかどうかは、保護者の意思がとても大きいと思います。子供が診断結果を持って帰っても、親が関心を持たなければ、数値はさらに悪くなると思います。保護者の意識づくりについては、どのような工夫をしていますか。

○学務課長 学校においては、養護教諭に対する研修を行いながら、わかりやすく、生活習慣病について啓発しております。また、学校運営連絡協議会や保護者の活動中には、主任児童委員などにも接する機会がありますので、そちらにも啓発し話題にさせていただくような働きかけもしているところでございます。

○高森委員長 保健所とのタイアップは特にしていないのですか。

○学務課長 保健所は直接学校とは接触いたしません。

○末廣委員 13ページに過去の受診率が出ていますが、相当ばらつきがありますね。学校に通知をするなど、児童・生徒に対して知らせるという形ですか。

○学務課長 お知らせについては、1学期が始まって早々に、配布物に載せた上で、いろいろな説明会などで話題にさせていただいております。そこでの温度差というのは、自ずと出てくると聞いておりますので、なるべくばらつきのないように啓発していきたいと思っております。

○末廣委員 いいことをやっているわけですから、なるべく受診率が高くなるような方策を考えてください。

○学務課長 努力したいと思えます。

○高森委員長 資料3の一番後ろ、学校によっても随分ばらつき、温度差があります。平成小学校は9割、千束小学校に至っては100%となっていますね。

○末廣委員 一番右の児童数が、全体的に低いのですよね。児童数に対する受診率でなければいけないですね。低いところもありますね。高いところは9割近くのところもある。

この理由は何でしょうか。

○学務課長 受診に関しましては、趣旨はとて面白いと理解されていると聞いているところでございますが、やはり採血を伴うものであるということ、また、実際に親御さんも付き添っていくというようなこととなりますと、期限内に行けなかったというようなこともあると聞いております。年度末の検討会には、両医師会の委員の方に出させていただいておりますが、例えば、子宮頸がんワクチンのように保護者同伴でなくてもできる方法はないのかなど、検討はしております。ただ、もう少し時間が必要かなと思っておりますが、保護者の意識を高めて、理解を得てやっていただくという方向に進めていきたいと考えております。

○和田教育長 10回近く回を重ねていますが、その間の顕著な傾向と、最大の課題は何と考えますか。

○学務課長 小児生活習慣病においては、じわじわと浸透していると思います。

数字にばらつきが出る要因として考えられるのは、養護教諭の指導の仕方、あるいは説明会のあり方が問題なのかもしれません。

そのような意味では、指導する学校側への啓発を教育委員会としても力を入れていきたいと思っておりますし、また、行きたい気持ちはあっても、なかなか行きづらいということについての解決策も検討すべきだろうと思っております。

大きな要因があってばらついているということよりも、意識の差、または指導力の差の積み重ねだと思っております。

○高森委員長 各学校ごとの要指導以上の判定の出た子供の割合は把握していると思うのですが、先ほどの資料3の13ページの表の割合と比較していかがなのでしょう。69%も受診しているということは、それなりに課題を持っていると認識している保護者が多いから69%受診しているのかなという気がします。うちの子の健康状態について非常に興味を持っているとか、肥満ぎみな感じを受けるから受診を受けるということは、もしかすると、ここの学校は例えば要指導以上の判定結果が出た子供が多いのかどうかということ、そういうことと関係が出てくるのかどうかを教えてください。

○学務課長 委員長がおっしゃるように、今一番わかりやすいのは、太っている、やせている、体調が悪い、それゆえにリスクを感じる。だから受診率が上がる、というよりも、逆に健康だからこそ確認をしていきたいとか、意識が高いからこそというような部分もあると思います。

○高森委員長 やはり保護者の意識ということですね。

○末廣委員 私が小学校の頃は、身体検査は全員が受けました。ここに書いてあるような血液検査などはないですが、全員受診というのは、難しいのでしょうか。

○学務課長 身体測定のようなものは、全員参加で行っております。今回のような採血を伴うものは、医療機関に行っていただくこととなりますので、難しいと思います。

○末廣委員 これは無料ですか。

○学務課長 はい、公費負担いたします。

○末廣委員 血液検査だけでも効果があると思います。

○和田教育長 やはり学校現場での先生方の個別のご指導が大変重要だと思います。プライバシーのこともあって、なかなか情報が共有されないという非常に難しい面もあるかと思いますが、医師会との協議の中でも、少なくとも養護教諭は誰がどういう状態かくらいは分かっているという意見もあったほどです。先々の生活習慣を考えると、せっかくこの事業をやっているのですから、もう少し成果が見られるように考えたいですね。

○高森委員長 意識を持っている各家庭では必要に応じて肝機能の検査や、アレルギーの検査なども個別にはやっていると思います。

○学務課長 先ほども申し上げたように、生活習慣に自覚を持ってチェックをした、そういう子供たちがすべからく受けるという方向に特化をして指導していくということで、今年も少し数字を上げてきておりますので、そのような方向で学校との連携も強めながら、さらに必要な子が受けられている状況というのを目指していきたいと思っております。

○末廣委員 積極的に受けさせようという方法を考えていただきたい。各校の校長先生に、アピールするのいいと思いますが、養護の先生以外の先生方はあまり関心がないのですか。

○和田教育長 養護の先生にも情報としては知らせていないですね。

○学務課長 この制度を実施していることは、もちろん校長先生も養護教員も知っておりますが、例えば健康診断結果書のようなものは、保護者の同意があった場合にお送りできるということになっておりまして、そのもとに個別の指導ということですから、すべからく必ず行くというような状況ではございません。

近々、校園長会でも、この件については報告をいたしまして、今後も取組みを強化してほしいというご説明をしたいと思っております。また、チェック項目の子供たちの健診の受診率なども学校にフィードバックをして、意識を高めていただくように働きかけていきたいと思っております。

○末廣委員 要指導の結果が出て、親がそれを放置する場合もあるわけですね。そういうところが中途半端だから、せっかくやっている意味がないのではないかともあります。

○高森委員長 他にございますか。

(なし)

○高森委員長 それでは、学務課のエについては、報告どおり了承をお願いします。

### (3) 指導課 才

○高森委員長 次に、指導課の才について、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、資料13に基づきましてご説明をさせていただきます。

本件事業でございますが、平成16年度より毎年行っております。すぐれた実践に取組み、貢献が認められた教員及び団体を表彰している事業でございます。

目的や概要等につきましては、資料の項番1及び2にお示ししてございます。

決定までの流れといたしましては、各小・中学校、園の所属長あてに推薦について依

頼をこちらからいたします。そして推薦が上がってきております候補者や団体に対しまして、その後、指導主事等が直接授業を観察したり、所属長からの聞き取り等をいたしまして、それらの状況を踏まえ、教育委員会事務局次長を委員長とした選考委員会にて検討をまいりました。

その結果でございますが、項番3でございます。優秀教員が5名、団体が1団体、全て推薦区分がA、教育活動実践部門での内容となっております。今年度は推薦が上がってきた全ての方を表彰がふさわしいであろうと考えております。

まず、1人目の方でございますが、本校が5年目、情緒障害学級すずかけ学級の開設時から指導に当たられ、専門性も高く、また、区全体の特別支援教育の推進リーダー的な役割も果たしていただいております。

2人目の方でございますが、教諭時代を含め本校に15年という勤務の中、特に本校独自で行っております若手研修会の企画運営の中心的な立場になっております。若手育成に尽力をしてきていただいております。

3人目の方でございますが、こちらも同じ学校でございますが、本校6年目、日常的な保健指導や啓発を充実させ、その結果、けがをする児童も少なくなってきたというような成果も出ているという報告も受けております。また、特別に配慮が必要な児童への対応も積極的に進めてこられたということで、この方は主任養護教諭でございます。

4人目の方でございますが、本校6年目、栄養教諭として区内の食育リーダーとの立場で、授業公開や研修会の講師なども率先して行っていただくなど、所属校のみならず、区全体の食育推進にも大いに貢献をされたという内容でございます。

5人目の方でございますが、本校5年目の音楽専科の先生でございます。特にオーケストラや金管バンドの指導に熱心でありまして、定期演奏会を開いたり、地域行事に積極的に参加をしたりするなど、充実した音楽活動をされてきております。

最後に、1団体でございますけれども、区立保育園・こども園の中から副園長7名、保育士7名、看護師2名、栄養士4名の計20名で、地域の子育て支援のための合同子育て広場を運営していただいております。参加者は保護者の方々を含め、毎回70名～90名ほどあるということで、年々参加者も増えているとの成果が上がっていると聞いてございます。

今後でございますが、本日ご了承いただきました後、当該校長、園長に決定の連絡をさせていただきます。

表彰式につきましては、項番4をご覧ください。3月12日の定例教育委員会終了後、教育委員会室において行う予定でございます。ご多忙のところ大変恐縮でございますが、教育委員の皆様にもご臨席をいただきますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 優秀団体奨励の浅草橋保育園は、事業の主たる担当者が副園長という意味でしょうか。

○指導課長 主に副園長が中心になって、年3回、合同子育て広場をやっていただいているという状況でございます。

○和田教育長 園長は代表者にならないのですか。

○指導課長 開催の経緯というところでは、副園長が中心になっているというように聞いてございます。

○庶務課長 補足でございます。区立園の場合ですと、いろいろな教育保育テーマがございまして、園長会と副園長会で事務分担をやっていてというところで、この合同子育て広場については副園長会の事務分担ということでやっていると聞いているところがございます。

○高森委員長 去年の教員奨励も、皆さん、ステージⅢ、Ⅳと、勤続年数が長くお勤めの方々が受賞されるということで、特に以前もお話がありましたけれども、こうした取組みについて、今度は若い人たちへたすきをつないでいくということも大事だと思いますので、ぜひ、引き続きお願いいたします。

○指導課長 受賞されました先生方には、たとえば公開授業をしていただき、初任者研修などで模範授業をしていただくということも考えてございます。今後は、ステージⅠ、Ⅱも増やしていくような働きかけをして、できるだけ広い世代にわたって表彰ができるようにしてまいりたいと考えております。

○高森委員長 他によろしいですか。

(なし)

○高森委員長 それでは、指導課のオについては報告どおりご了承願います。

#### (4) 教育支援館 カ

○高森委員長 それでは、教育長報告事項、教育支援館のカについて、教育支援館長、報告をお願いします。

○教育支援館長 それでは、幼児の体力向上支援事業について、資料14をご覧ください。

幼児に体力向上と教育・保育に携わる教員及び保育士の指導力向上を図ることを目的として、幼稚園、保育園及び認定こども園に対し、スポーツ指導員を派遣する事業を平成27年度から実施いたします。

項番1、背景です。3点挙げさせていただきました。まず、体力向上では、児童・生徒の体力向上ということもそうですが、幼児の体力向上という視点に充てた背景があります。

また、(2)としては、子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設の量の整備や、その質の向上に努めることが基礎的自治体の役割というようなことが述べられておりますので、その点についても勘案しております。また(3)としては、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたムーブメント、あるいは幼児、児童・生徒のスポーツ関係へ興味・関心を高めていくというような背景がありまして、この事業を立ち上げるものでございます。

項番2、事業概要でございます。まず、区立の幼稚園、保育園、認定こども園に対して、幼児期の体力向上に関して必要な知識を有し、適切な指導能力を持つ指導員を派遣するものでございます。対象施設は全23園ということで考えております。対象園児は3歳から5歳児。実施内容は園児に対する体力の向上に資する指導、体力測定、職員に対する研修等、実施方法は民間委託で考えております。実施回数は各園とも月1回、年間11回を予定しております。

(2)では、区内の私立の幼稚園及び保育園に関しては、外部のスポーツ指導員に委託して行うなど、各園が実施する幼児の体力向上に資する取組みに対して、区が経費の助成を行うものでございます。規模については、資料のとおりです。

項番3、事業開始ですが、平成27年5月を予定しております。私立の園に対する助成は4月以降の事業を対象と考えております。

どうぞよろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 事業概要の中で実施方法は民間委託とのことですが、すでに決まっているのですか。

○教育支援館長 幼児教育を進めている民間の業者が幾つかありますので、内々の打ち合わせ等はさせていただいておりますが、そのような実績のある業者による競争入札をするような形で業者を選定いたします。業者の選定につきましては、2月から3月にかけて決定いたします。

また、幼児自身の体力向上についても、遊びを通じた体力向上もそうですが、職員研修についても担っていただくというようなところを踏まえております。

○末廣委員 私立の幼稚園、保育園に対しても区が委託するのですか。

○庶務課長 私立の幼稚園、保育園については、独自の取組み、教育保育活動をされているということで、教育保育指導をしていただいている園に対して、区のほうで経費の助成をするという形で行う予定でございます。

○末廣委員 それぞれの保育園が主体的に選んでいるものを助成するということですか。

○庶務課長 既に実施している園もございますし、また、この新しい取組みを日ごろの活動に取り入れていただいた場合には支援をしていくという考え方でございます。

○末廣委員 今までは助成をしていなくて、今回からということですか。

○庶務課長 場合によっては区が独自で加算している項目もございますので、そういったところに該当をしているような場合は、区の規定によって助成しているものもございまして、ただ、新たな仕組みになってまいりますので、事業の再構築については私立園にも整理をしていただいて、園児の体力向上に資するようなプログラムの再構成をお願いしていきたいと考えてございます。

○高森委員長 事業概要のところ、私立幼稚園は年間各園30万円。全部申請があり、許可がおりた場合は約540万円が年間かかってくる。公立の場合も同等額がもしかかった場

合は690万円。合計して1,200万円程度の予算を使うようになると思います。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックで終わる事業なのか、それともこれからも恒常的に行っていく事業になるのか。どのように考えていますか。

**○教育支援館長** 単発の事業とは考えておりません。まずは1年目ですので、成果や課題、あるいはオリンピック・パラリンピックに向けた興味関心度、ムーブメントのようなものを見定めてまいりたいと考えております。また、東京都内においても児童・生徒の体力向上については大きな課題になっておりますし、全国的に見ても小学生、中学生の体力というのは非常に東京都の児童・生徒は低いという状況がございます。

幸いにも台東区の小・中学校の体力は、調査によれば上位のほうには位置していますが、それを遊びを通した幼児期にも結びつけるという、本区独自の事業にと考えておりますので、中期的に進めていけるように、事務局としては考えております。

**○高森委員長** 毎年評価をしてまた来年度というように、中・長期的に継続をお願いします。区立幼稚園の事業概要の実施内容に職員研修が入っていますが、職員研修のために1回を使ってしまうということでしょうか。職員研修はこの実施回数の中で行うものなのでしょうか。

**○教育支援館長** 想定しているスケジュールとしては、午前中の2時間くらいを想定しています。まずは幼児、3歳児、4歳児、5歳児に対して1セット40分くらいの遊びを通した指導をして、それが3歳児、4歳児、5歳児と3パターンあり、その後に教員や保育士を対象とした研修をやってもらうということで、およそ2時間から2時間半ぐらいのメニューと考えているところでございます。

**○高森委員長** 指導員の方々を派遣するとなると、すでに目星をつけていらっしゃるのか、それとも、申請があってから見合った指導員を探すのか。数カ月後にはスタートしなければいけない事業なので、そのあたりはどのように計画されているのでしょうか。

**○教育支援館長** 指導員については、業者と打ち合わせをさせていただいて、そこから派遣をしていただくので、今のところ、この規模なら何とか指導員は漏れなく派遣できるというような答えをいただいております。

**○高森委員長** 安心しました。

**○末廣委員** スポーツ指導員は、今まで幼児などを対象にそういった活動をしている方を選ぶのですか。

**○教育支援館長** 大きなスポーツ教室を全国展開していたりする業者が今のところ幾つか手を挙げていただけそうなので、その中から入札で選ぶというようなことで進めております。

**○垣内委員** スポーツ少年団がありますよね。そういう、地域をよくご存じの方々は、この民間委託の民間には含まれないということでしょうか。

つまり、適切な指導能力をお持ちのスポーツ教員というのは、全国展開をしているような業者を想定するのか、それとも地域に根ざして、地域の活動をされているような方々も

対象に含むのか、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○教育支援館長 どちらかというとな専門的な、実績のある業者で進めている現状でございます。

○樋口委員 外部のスポーツ指導員を委託するというので、そうすると、補助金を出しますという話に関しましては、補助金の使い道のチェックはされるのですか。

○庶務課長 事業計画書などを出していただいて、その辺りの使い道についてはチェックをかけていきたいと考えてございます。

○樋口委員 指導員の定義が曖昧かなという気がします。一定の業者の中に所属をして、ビジネスとしてスポーツ指導で生業を立てている方の、その社員だということに定義をおくのか、その辺りが曖昧で、例えば、ある大学生を雇っていて、スポーツ指導員として我々は委嘱していますので、それでいいですよということでもよろしいのかどうかということです。そこはしっかり定義をしておいたほうが透明性が図れるのではないかと思います。

○教育支援館長 区立に関しては業者委託で、その業者の中で実績のある指導員さんを配置するというのできちんと契約の際にも徹底しておきたいと考えております。

私立の事業はそれぞれの保育園や幼稚園が独自で行いますので、庶務課や児童保育課とも連携しながら漏れのないように進めていきたいと思っております。

○庶務課長 現状、例えば魅力ある教育活動で区立保育園にサッカーのコーチで来ていただくような場合には、いわゆるJリーグでコーチや監督の資格を持って指導をしている人たちに来ていただいているということもございます。

それから、私立幼稚園でも、例えば文部科学省で認められているようなスポーツインストラクターの資格を持っている方や公益性のある資格を持った方というような想定は教育委員会でもしてございますので、その辺りはこれから各園と細かい調整をさせていただいて、真に実効性のあるものにしていきたいと思っております。

それから、先ほど、そこで勤務をしている保育士なり教諭もそういう専門性と、豊かな経験を持ったスポーツ指導者から幼児に指導をする体力向上の方法を、実際に、一緒に実地のところで見学していくということもございますので、教育委員会としてはそういう豊富な経験ときちんとした資格を持った人たちに指導をしていただくということを前提で考えているところでございます。

○樋口委員 そうなると、経験豊富でなおかつ適切な指導ができる方に来ていただくということは目標として当然ですが、この補助金とのバランスで、実行できるかという話と、例えば、オリンピックで優勝した方に来ていただければ非常にありがたいわけですが、この補助金と予算の中でどれだけできるかということもあります。この辺りはある一定の専門性があれば、大学生でもよろしいかなと思います。その辺りの枠をある程度しっかりと、資格よりも、この枠でお願いしますというところを明確にしたほうがよろしいと思います。あまりにもハードルを高くするとせっかくのプランが全く意味がなくなりますので、実効

性ある一定の枠組みで提示したほうがよろしいかなと思います。

**○事務局副参事** 私が各教員にヒアリングをさせていただきましたので、お答えをさせていただきます。

各教員からは、やはり幼児期に体を動かす楽しさを知っていただきたい、体を動かし続けるという、そういった生活の中に運動というものを組み込んでいただきたいというのが主眼でございます。例えば親子体操、園だけで体を動かすのではなく、家庭でお父さん、お母さんと一緒に体を動かすような、そういったノウハウも学びたいというご意見もいただいているところではあります。

各園、特に私立はそれぞれの建学精神を掲げて、独自の展開をしておりますので、この中でこういったものが幼児の体力向上につながるのかといったところをヒアリングさせていただきながら、できるだけ多くのものをこの補助金の中で活用できるようにトライをさせていただきたいと思います。

初年度でございますので、まだ具体的な事業スキームが固まっていない園もございます。このあたりは教育支援館と相談をさせていただきながら進めさせていただきたいところではあります。

お金の出し方といたしましては補助金でございますので、私立幼稚園の部分が庶務課、私立保育園の部分が児童保育課でそれぞれ支出はさせていただきますが、そのようなところを確認しながら実行させていただきたいと思っております。

**○高森委員長** 私立に関しては補助金ですから、プラスして上乘せしても構わないわけですよ。それは各園で独自にやっていただければいいですよ。

全体としてでも、公立幼稚園はこの予算でやるなら、かなり制約が大きいという樋口委員のご心配があったと思います。

私のほうからもう一つ。事故が起きたときの補償、保険というのは、こういう場合はどういうように入社するのでしょうか。各スポーツ指導員を派遣している会社で加入してもらおうのか、それとも台東区でそれを全て負担するのか。

**○事務局副参事** 現在考えているスキームとしては、事故の割合はあるかと思いますが、基本は園に入られている方は皆さん、園の中での事故に対応できるような保険に台東区の掛金で入っていただいております。ここの中で基本的なことは対応できるかと考えてございます。また、委員長がご心配をされているような点につきましては、これから仕様書を作成する中で、公立の部分についてはリスク配分というようなものを決定していきたいと考えてございます。

**○高森委員長** 労災の部分ですよ。

**○事務局副参事** はい。

**○末廣委員** 幼稚園児、保育園児を教えるというのは小学校、中学校の児童・生徒を教えるのと全く違うことが多いと思います。やはり、園の教員の方と密接な連携をとってやれば上がるのではないかと思います。

○教育支援館長 本当にそのとおりだと思います。それで、基本的にはやはり遊びを通して、走る、飛ぶ、投げるといふ、3つの視点で各園の施設、設備などもかなりまちまちです。その園の独自性を、業者が決まりましたら詰めて、5月からまず最初は幼児の体力がどのくらいあるのかということで、体力テストのようなものやっけていく中で、どのようなことが園の中でできるのかということと、園の独自性をだせるように支援をしていきたいと考えております。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは教育支援館の力については報告どおり了承を願います。

#### (4) 生涯学習課 ク

○高森委員長 次に、生涯学習課のクについて、生涯学習課長、報告をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、台東区少年少女発明クラブ指導員への感謝状の贈呈について、ご報告させていただきます。資料15をご覧ください。

贈呈されますのは、台東区少年少女発明クラブ指導員、森谷義弘氏でございます。森谷先生は、平成11年、台東区立下谷中学校長を最後に長年の学校教育の現場から離れ、台東区きょういく館の職員として同クラブの専任指導員を務め、創成期のクラブの運営や事業の充実に力を尽くされました。この資料の一覧にございますのは、今年度、台東区の教育委員会、文部科学省、東京都教育委員会の指定を受けている研究指定校、研究指定園の一覧でございます。

また、きょういく館を退職した後も指導員として直接、子供たちの指導に当たり、ものづくりの町、台東区の子供たちの創造する力を育み、子供たちが自ら工夫して、ものづくりを行うことができるよう指導員として実践されてまいりました。

昨年の11月までご指導して下さったのですが、急逝にあたり、これまでの貢献に対しまして感謝の意を表するものでございます。説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問ございませんか。

25年11月までお勤めになっていたんですね。

○生涯学習課長 そうですね、現職で。

○高森委員長 20周年の際にはいらしたのですか。

○生涯学習課長 20周年のときは、写真にも一緒に並んでいただきました。お見舞いにお伺いしましたときも、これまでのいろいろな、発明クラブへの思いなどをお話しくだしまして、発明クラブのことを思っていたらいいようございまして。

○高森委員長 他にございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、生涯学習課のクについては了承を願います。

## (5) 青少年・スポーツ課 ケコ

○高森委員長 次に、青少年・スポーツ課のケ及びコについて、青少年・スポーツ課長、報告をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、青少年・スポーツ課のケ、たなかクラブの発足についてご報告いたします。資料16をご覧ください。

台東区スポーツ振興基本計画の基本理念といたしまして、生涯スポーツ社会の実現を掲げ、総合型地域スポーツクラブの設立支援を重点施策としております。今回、台東区で初めて総合型地域スポーツクラブが設立されたことから報告するものでございます。

項番1をご覧ください。総合型地域スポーツクラブは、複数の種目のスポーツを誰でも体験できるクラブであり、地域住民により自主的、主体的に運営されるものでございます。

総合型地域スポーツクラブは、いろいろな種目をさまざまな人たちが、それぞれの興味や関心のレベルに応じて楽しむことができるため、従来、行政が行っていたスポーツ実施率を向上させる役割を担うことから、国も全国の市町村に少なくとも一つの総合型地域スポーツクラブを育成することを目標としております。

次に、項番2番の台東区におけるこれまでの経緯をご覧ください。台東区スポーツ振興基本計画を受けまして、平成22年から台東区内の体育関係4団体からなる生涯スポーツ推進協議会が検討委員会を設置し、台東区での設立を検討するとともに、先進区の視察や人材の育成に取り組んでまいりました。同時に青少年・スポーツ課でも検討委員会の事務局といたしまして活動を支援しながら、台東区内の総合型地域スポーツクラブの普及啓発活動を行ってまいりました。

平成25年には、検討委員会として、それまでの成果をまとめ、検討結果をもとに設立委員会を立ち上げ、たなかクラブの設立に向けて準備を進めてきたところでございます。

昨日、1月29日に設立総会が実施され、たなかクラブとして正式に発足したものでございます。

項番3の設立されたクラブの概要でございますけれども、たなかクラブは、たなかスポーツプラザを拠点といたしまして、競技力を向上させるのではなく、スポーツをする楽しさを広げることを目的としております。月会費を払って会員になっていただければ、どの種目に何回でも参加できる月会費制の会員制となっております。

会員の目標は初年度130名といたしまして、特に近隣の方に向けた勧誘活動をこれから積極的に行っていく予定でございます。

(2)の教室のスケジュールでございます。こちらの表が現在予定されておりますたなかクラブでの教室となっております。総合型地域スポーツクラブの理念であるいろいろな種目に触れていただくという考えに基づき、ご覧のような種目を実施する予定でございます。また、種目は多いのですけれども、1日に複数の種目を実施したり、隔週実施としたりすることによって、運営の負担を減らすよう努力されているということでございます。

種目の選定に当たっては、今までの啓発事業で実施したアンケートの結果や、設立委員

会に参加いただいた地域住民の方々や、旧田中小学校の開放事業として実施した種目等を参考に決定させていただいたところでございます。

たなかクラブの運営が始まった後は、これにとらわれずに会員の声を反映させて、種目やスケジュールを変更していくというふうに聞いてございます。

次に、(3)の今後の予定についてでございます。たなかクラブは、正式に発足いたしましたので、現在、銀行口座の開設や手続等の必要な準備を行っているところでございます。また、来月には周知用のパンフレットやチラシを作成し配布する予定ということでございます。

4月には実際に教室で指導する講師等に研修会を実施いたしまして、4月の後半からは教室を開始しますが、4月中は無料とし、どなたでも参加していただいて、楽しさを体感いただいて会員獲得につなげる予定ということでございます。

また、年度内に出前イベント等も実施する予定となっております。

項番4をご覧ください。今後の区の支援について記載しております。今まで区は、設立に対する支援を行ってまいりましたが、今後は実際活動を始めるクラブに対する支援となります。当初は会員数が少く、ノウハウの蓄積がないことから、運営に苦戦することも予想されますので、会員がある程度確保でき、完全に自立するまでの間、運営が頓挫しないように重点的に支援していこうというふうに考えてございます。

支援の具体的な内容につきましては、こちらに記載されたとおりでございますけれども、運営委員会に対する情報提供や使用料の免除等を通じて経営運営を安定させていきたいというふうに考えてございます。

また、連絡を密にすることで、台東区における総合型地域スポーツクラブのあり方や運営のコツを区としても情報収集いたしまして、今後、クラブの活動が区内に自主的に広まっていくために、どういった支援を行うかなども検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、奨学資金貸付選考委員会の選考結果についてご報告させていただきます。資料17をご覧ください。

奨学資金の貸付の申請が平成27年4月から高校へ進学する方の申請がございましたので、選考委員会の選考を経て、貸付者の仮決定を行いましたので、報告させていただくところでございます。

まず、項番1、奨学資金貸付の目的でございますけれども、経済的理由で高校進学が困難な生徒や保護者に資金の貸付を行うことで進学の道を開く一助とし、高校生生活を支援するものでございます。

対象者といたしましては、こちらに記載の学校に入学または在学する区民で、経済的理由により就学困難な者を対象としております。

貸付限度額は、奨学資金に関しましては公立で月額1万8,000円、私立で月額3万円。入学準備金といたしまして、公立・私立ともに10万円。また別に私立学校等入学資金といたしまして、私立の場合のみですけれども、50万円を貸付限度額としております。

募集期間は昨年12月1日から19日までで、区内中学校の全3年生にチラシを配布させていただくとともに、広報、ホームページ等でも周知させていただいたところでございます。

今回、申請者は6名、男子3名、女子3名の6名でございます。

選考委員会は1月19日に行いまして、6名全員を個々に審査した結果、全員を貸付者に仮決定させていただきました。

奨学資金の返還につきましては、貸付期間の終了後6カ月後から15年以内に返還するものとしたしまして、大学進学の場合には、その期間猶予するという規定もございます。

仮決定者の一覧は裏面に記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

**○高森委員長** ただいまの報告につきまして、まず、報告事項、青少年・スポーツ課のケについて、何かご質問ございませんか。

ピラティスとはどのようなスポーツですか。

**○青少年・スポーツ課長** ピラティスというのは、体の体幹を鍛えるというもので、最近流行していて、どちらかというと、ストレッチに筋力負荷をかけていく、筋力トレーニングもしながらというようなイメージの、ヨガにも近い、そういったものです。

ピラティスは、今、スポーツ推進員がスポーツひろばという事業をやっておりますけれども、そちらでも教室を開かせていただいたことがありまして、非常に人気があるということで、ヨガやピラティスは人気があるのではということではじめられたということでございます。

**○和田教育長** 一般で月会費が1,800円、年払いで1万8,000円、これは入会金も含めてですか。

**○青少年・スポーツ課長** 別でございます。

**○和田教育長** 別ですか。その辺りはわかるようにしておいたほうがいいですね。

会費をいただいて運営するということですが、例えばの話、教育委員が地域の方に勧誘するときに、何と何を説明すれば興味を持っていただけるのか、何かセールストークを。

**○青少年・スポーツ課長** なかなか総合型地域スポーツクラブというのは、制度自体が若干わかりにくいところがあると思います。ですけれども、一番大事なところは、クラブは自主的に運営されているもので、会費を払えば、どんな種目でもできるという。あくまで自主的にやられているものなので、種目も会員さんたちが意見を出し合って、反映していくというものですので、自分たちで自由に変えられる要素があるということをご理解いただければというふうに思います。

まずは、無料体験もございますので、一度足を運んでいただくということを、ぜひ、ご紹介いただければと思います。

**○末廣委員** たなかスポーツプラザは、既にほかの団体等が使用しているのですか。

**○青少年・スポーツ課長** たなかスポーツプラザは、この4月から開設予定でございます。

ので、今現在は工事中でございます。従前は旧田中小学校の暫定活用といたしまして、体育館やグラウンドや教室等を地域の方々が使っていたという実績がございます。

○末廣委員 今までそういう使い方をされていて、教室とかを何かの会合に使っていたかということはあるのですか。

○青少年・スポーツ課長 会合に関しましては、地元の地域の町会の方々が定例会や役員会等で使っていたということはございます。たなかスポーツプラザに関しましても会議室を設けてございますので、今後はそちらをご利用いただくようにというふうに地元の方々にはお話ししているところでございます。

○末廣委員 当初は非常に財政基盤が脆弱だと予想されますということですね。これは使用料を免除する以外に何かお金を助成をするなどのお考えはないですか。

○青少年・スポーツ課長 現時点では自主的に運営するということですので、補助金等は考えておりませんが、区で必要な事業等を、啓発事業等を委託するとか、そういった支援も考えていかなければというふうには考えております。

○高森委員長 今回の種目にはそれほど道具を必要とするスポーツが少ないのでいいでしょうが、今の項目の下にもありますように、教室実施、開催に必要な備品は無償で貸与ということですが、そういった予算的な部分は確保されているのでしょうか。例えば、剣道をやりたいと言われると、剣道の防具をそろえるというわけにはいかないと思いますし。

○青少年・スポーツ課長 なかなか全ての種目の備品があるということもないということで、あるものと、またご要望を聞きながら、必要な予算を計上していきたいというふうに考えてございます。

○末廣委員 今まで台東区と江戸川区だけがなかったということですが、それは何か理由があるんですか。

○青少年・スポーツ課長 台東区に関しましては、先ほどお話しさせていただいたとおり、平成23年から検討をずっと続けてきていたので、この間にほかのところがどんどん先につくって行って、台東区に関しては、どうやって、どこの場所に、というのがなかなか決まらなかったということもありまして、このような状況になったということでございます。

○高森委員長 じっくり検討していたということですね。他にございますか。

(なし)

○高森委員長 では、次に、報告事項、青少年・スポーツ課のコについて、何かご質問ございませんか。

○末廣委員 この制度はだいぶ前からだと思いますが、いつごろからですか。

○青少年・スポーツ課長 資料が手元にないので、いつからかと明確にはお答えできませんが、これは非常に古くからある制度でございます。

○末廣委員 貸し付けたものが戻ってこないという問題が多くあるのですが、この制度ではどうでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 委員ご指摘のとおり、貸付金の返還が滞るというケース、本奨学資金に関してもそういったことはございます。その対策といたしまして、なかなか古くから滞っている方がお返しいただくというのは難しい部分がございますので、なるべく少し遅れた段階で、早目に返還の電話やお手紙を差し上げることで、長期化しないような形でという対策をとらせていただいているところでございます。

○庶務課長 この奨学金の制度は、私が中学から高校へ進学する際にもありましたので、少なくとも50年近くはあると思います。

○和田教育長 今後も何かにつけてその質問が来るとは思いますが、焦げ付いている部分について、どういう対応をお考えですか。

○青少年・スポーツ課長 今、区長部局を中心に債権管理という形で、ほかの資金もなかなか返還いただけなかったりする部分もございますので、そちらについて検討しているということでございます。そちらとあわせた形で対応していきたいというふうに考えてございます。

○末廣委員 大分、昔の話になると、追跡調査してもわからないとか、どこにいるかわからないとか、そういうケースが出てくるとは思いますが。

○青少年・スポーツ課長 なかなかそこまで古いのはないですけども、ただ、ご連絡をしても返信、返答がなかったりするケースは確かにございますので、そちらに関しましても、なるべく長期化することのないよう、今後対応していきたいと考えてございます。

○末廣委員 転居してなくて、そこにいるとわかっていても、返事がないということですね。

○青少年・スポーツ課長 郵便物等が戻ってくるわけではないので、そちらの住所はあるのかというふうに考えてはおりますが、連絡がいただけない、電話をしてもなかなかつかまらないというケースはございます。

○和田教育長 ご指摘のとおりで、大変ですけども、これが仮に民間企業、本当に貸付を業とする会社だった場合には、実際に訪問すると思います。区の場合に、例えば金額が本当に少ないならば、ある程度、費用対効果も考えなくてはなりません。逆に本当にしっかりと返して下さった方たちとの公正性を考えれば、やはり一定の範囲にいる方には必ず年1回は訪問するなど、訪問をしてみるとかということも考えられますか。

○青少年・スポーツ課長 返していただいている方が大多数の方ですので、公正性というのは非常に大事だと思います。返していただく努力に関しましても積極的に進めていきたいと考えます。

○高森委員長 おそらく経済的にかなり難しいことがあるので、奨学金の申請をしていると思うのです。ですから、返還のときに、それは当然家計に負担もあることと思います。

返還をするのは本人ですか。それとも保護者でしょうか。

○青少年・スポーツ課長 奨学金の奨学資金と入学準備金に関しましてはご本人でございます。私立学校等入学資金に関しましては父母ということですので、保護者の方というこ

とになってございます。

○高森委員長 なぜ私立だけ保護者なんですか。

○青少年・スポーツ課長 金額が私立学校入学資金に関しましては、非常に金額が大きいということもございますので、そのような形で貸し付けております。

○高森委員長 返還期限というのは、返還義務者が任意に設定できるのですか。

○青少年・スポーツ課長 返還は貸付期間ですから、高校の卒業後、原則としては6カ月後からということになっているのですが、大学等に進学された場合は、その期間返還を猶予するという事になってございますので、卒業後、6カ月たった後から返還いただくという形です。

○高森委員長 その先の期限は無期限ですか。

○青少年・スポーツ課長 15年以内ということです。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、青少年・スポーツ課のケ及びコについては、報告どおり了承を願います。

### 3 3月の行事予定

○高森委員長 次に、3月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 資料は18をご覧ください。

3月の教育委員会でございますが、12日木曜日14時から定例会を教育委員会室で開催いたします。それから、一番下の段になりますが、31日火曜日に教育委員会臨時会ということで、14時から教育委員会室で開催をいたします。

それから、3月ということでございますので、修了や卒業に関する式が数多く入っているところでございます。3日火曜日が特別支援学級、中学校でございますが、卒業を祝い励ます会、15日日曜日が下谷青年学級の閉級式、17日、18日と区立幼稚園・こども園の修了式、18日は区立保育園の修了お祝いの会、20日金曜日が区立中学校の卒業式、24日火曜日が区立小学校の卒業式がございます。

それから、26日、27日、連日なりますが、木曜日、金曜日、谷中の防災コミュニティセンターの落成式、それから、たなかスポーツプラザの落成式と、教育委員会が関係する施設の落成式がございます。

それから、その他のご案内ということで、下段になりますけれども、22日、29日、日曜日でございますが、上野の森ジュニア合唱団とジュニア・オーケストラのコンサートがそれぞれ生涯学習センターミレニアムホールと浅草公会堂で開催されます。

3月の行事予定については、よろしくご了承いただければと存じます。

以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 3月31日の臨時の教育委員会ですが、時間が14時になっていますが、時間を確認してください。この時間で大丈夫ですか。

○庶務課長 確認させていただきます。

○高森委員長 ほかにはないでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、行事予定については報告どおり了承を願います。

#### 4 その他

○高森委員長 その他、何かございますか。

先日、台東区立幼稚園のPTA連合会の会合がありまして、そちらに教育委員会から私と各教育委員、教育長と事務局次長と6名で出席をいたしました。冒頭の挨拶で、子ども・子育て支援新制度がいよいよ4月から始まりますということで、その制度の意義や、今、そのことに向けて教育委員会が取り組んでいるということを私からお話ししました。

その後、園長会、それから、PTAの方たちと懇談をする場があり、やはり園長会として、各幼稚園の先生方が制度移行に向けて、いろいろな説明会を受けたり、保護者に説明したりと、そのために時間をかなり割いていらっしゃるようです。保護者は保護者で、書類の手続などでいろいろと負担をそれぞれ受け持っていていただいているということで、行政と学校と保護者がそれぞれの負担を分け合いながら、この制度の運営をスムーズにしていこうということで、今、頑張ってくれています。皆様方にいま一度、引き続きお願いをしておきます。よろしくどうぞお願いいたします。

そのほか、何かございますでしょうか。

(なし)

○高森委員長 以上をもちまして、本日の定例会議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時25分 閉会